

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (3) (19 . 1 定)			
日 時	平成 19 年 3 月 5 日 (月)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 2 8 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	松本委員長、北野副委員長、上野・森井・山田・井川・成田・ 佐々木 (勝) ・新谷・大竹・高橋・斉藤 (陽) 各委員		
説明員	市長、助役、教育長、総務・財政・経済・港湾・教育各部長、 消防長、監査委員事務局長、収入役職務代理者 (会計室長) 、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、佐々木勝利委員、新谷委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。菊地委員が新谷委員に、大橋委員が上野委員に、大畠委員が森井委員に、武井委員が佐々木勝利委員に、佐藤委員が高橋委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総務・経済両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、平成会、民主党・市民連合、共産党の順といたします。

自民党。

井川委員

まず、教育委員会にお尋ねいたします。

学習到達度調査について

昨年行われました学習到達度調査ですけれども、これが終わった時点で生徒に答案用紙が返されたかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

（教育）指導室寺澤主幹

昨年 5 月 10 日に実施しました学習到達度調査の結果につきましては、中学 1 年生すべてに返却されております。

（教育）指導室長

今、主幹から申し上げましたが、実はこの種の調査というのは、全道的にも行われているのですが、結果につきまして子供たちに提供するという形は多くはとられてございません。そういう中で、小樽市教育委員会といたしましては、中学 1 年生に小学校の段階での勉強の内容について問うた内容でございますが、やはり中学校で意欲を持って取り組んでほしいということで、詳細にわたって点数で表せませんので、それぞれの生徒の特徴、それをリーダーチャートや、それから特に力を入れてほしいことを文書による記述という形で示してございます。

井川委員

今全校に返されたということなのですから、まだ返していない学校も見受けられるのでお尋ねしたところでございます。一応これは校長の判断にお任せしているということでよろしいのでしょうか。

（教育）指導室寺澤主幹

市内の中学校すべてで返却したと報告を受けております。

井川委員

それでは、私の聞いた後に返却したということで受け止めておきます。

北教組小樽市支部の行動について

それから、さらに今年 4 月に全国的に実施される、文部科学省の全国学力テスト、これについてなのですから、このたび新聞紙上で北教組が協力をしない、非協力と載っておりました。これについてどのような対策をとるのでしょうか。

（教育）学校教育課長

過日の北教組小樽市支部の定期大会における新聞報道でありますけれども、北教組小樽市支部としては協力をしない、非協力の立場をとるということで書かれてございましたけれども、私どもの方で確認をいたしました。学力テストそのものについては反対という立場らしいですけれども、ただ北教組小樽市支部としては非協力という確認はしていないということでございますので、今後、北教組の本部の方針等を見ながら、小樽市支部としてはこ

辺については対応するというふうに思っております。

井川委員

いろいろな非協力ということについては、そのアンケートの内容にもよるのしょうけれども、できるだけ協力していただきたいということを保護者が望んでいるところでございます。今、生徒が一番信頼しているのは学校の教員ですから、そして信頼している教員が学力テストに非協力ということになったら、非常に生徒と教員の不信感というのですか、そういうところで見られるわけですし、ですから親としても自分の子供に対して「先生を信頼なさいよ」ということで恐らく言っていると思うので、何としても教員をお願いをするということが望ましいことだと思うのです。ですから、教員を民間から登用するというような話も報道されてはいたけれども、できるだけ教員をお願いをしてやってもらえたら、小樽市もいいかと思えます。これは希望でございます。

私、どうしてこれを言うかと申しますと、4年間いろいろなところで勉強させていただきました。私は、ここに小樽という胸章をつけていくと、「小樽は観光的に大変すばらしいまちだ。一度行ってみたいまちですね」ということを、よく言われます。そして、一つ悪いことにその反面、「実は教育が大変なところですね」ということで、「えっ」と私も一瞬思ったのです、最初わからないときは。そして、私も何回かそういう会議に出るたびに、九州の方からも全国津々浦々、いろいろな方からそういうことを言われて、私も非常に悲観をしたところなのですが、それほど小樽は全国的に、悪名高いと言ったらおかしいですけども、そういうふうに悪く思われているのかと、これは一体何なのかとちょっと私も考えてみました。やはり何といても、せっかく観光でこんなすばらしいまちなので、教育においても、せめてできるだけそういううわさが立たないような、あまりそういう悪い方の名前に挙がってほしくないと思う気持ちでいっぱいでございます。

あるとき、全国一のすばらしい、女性の市議会議員なので、私たちに、「悪い学校については学校があいているうちはとにかく毎日行きなさい」と。「え、私はできない。私はそういう勇気もないし、そういうこともできない」ということを言ったのですけれども、その方は学校があいているときは毎日行ったというのです。鎌倉の学校なので、その学校が全国一あまりいい学校ではなかったのが、今は全国一すばらしい学校になったと。そのぐらいしなかったら、学校はよくなるという話を聞いて、それは一体何なのだろうかと、私も考えたのですけれども、やはり何といても、教員というのは子供に教えるすばらしい教育を受けてきているわけです、我々よりもっと高い教育を。そういう教員にそんなことをしなくても、言っただけでわかると私はそう思っていたのですけれども、そうではなくて、その鎌倉の女性の市議の方は、とにかく毎日、塩をまかれても毎日行ったというのです。ですから、やはりそのぐらいしなかったら、学校はすばらしい学校にはならないのかと、私も非常に考えたところなので、北教組小樽支部も、私は組合というのは組合自体が運動するのはまことに結構だと思うのです。やはり今、戦後長い間ずっと組合をやってきて、いろいろな弊害があると思うのです。もうそろそろ見直さなくてはならないというか、恐らく市の教育委員会のそれ自体も私はそうだと今思っております。ですから、やはり教員ももう少し、何といても生徒の頼りは教員なのです。そして、教育というのは、これから小樽を背負っていく子供たちをしっかりと教育することによって、小樽が発展するかしないか、やはりいろいろな経済とかいろいろな部分で子供が本当に非常に大切な宝物になっていくわけですから、私は教員というのはその役目を担っていただかなければならない立場だと思うのですから、とにかく北教組の活動、例えばいじめとか学力調査に非協力という非常に残念な結果だと私は思うのですけれども、教育長はその辺についてどのようにお考えでしょうか。

教育長

小樽の教育について話させていただきますが、戦後60数年、とりわけ、この三、四十年につきましては、小樽の教育もプラスの遺産とマイナスの遺産がたくさんあったのではないかとこのように考えております。その都度、議会でありまして、保護者がいろいろな話題にしながら解決できるものは解決したというのが現状ではなからうかと

思います。ここ何年か新聞で教育問題が大きく取り上げられまして、その都度、皆さんの立場、さらには保護者の立場で子供たちのいろいろな面で憂う、そういう思いが続いてきたと思うのですが、この四、五年、特に国旗・国歌に始まりまして、いろいろな面で法令に基づいて進めなければならないという、もちろん教育だけではございませんが、そういう考え方に立って教育委員会も進めてきたところでございまして、とりわけ議会でいろいろな事象が取り上げられ、その都度私どもは解決に向かって努力してきたところでございます。平成18年に小樽市の教育の指針とも言うべき、最終的な教育の目標に、小樽市の目標、目的であります、「あおばとプラン」を掲げまして、まさにそれは法令に基づいて各学校で進めてほしいという私たちの強い願いでありまして、各学校もそれに向かって一生懸命努力しているということは、私は小樽の教育は変わってきていると、変わるような努力を皆さんの一人一人によってなされてきているというふうに考えております。その例としまして、いろいろな方から、例えば「あゆみ」の問題でありますとか、勤務時間の問題ですとか、たくさん問題が出されました。また、今問題になっています学習到達度調査も、40数年ぶりに小樽でやって、小樽の子供たちが今どういう状況にあるのかというの、私たちは把握することができました。そういう面で、職員団体うんぬんというよりも、小樽が一丸になって今この四、五年、もうちょっと前から全力で皆さんに取り組んでいただいておりますので、今後とも私は小樽を、小樽の子供たちをぜひ見守る立場で、議員の皆さん一人一人、さらに保護者の皆さんの力添えをかりていながら、小樽市の教育問題を真剣に考えていかなければならないものと承知しております。

井川委員

ありがとうございます。徐々によくなってきているということで、ちょっと安心をいたしました。

いじめの問題について

それで、次に、いじめの問題なのですけれども、いじめのアンケートも中身がいろいろあって、協力できない部分もあったのかという部分もあると思いますが、やはり何といても、今一番いじめについて頼りにされているのは、これも教員なのです。そして、どう子供に対処していいかわからないという親のパーセンテージが非常に高いというのも新聞紙上でわかりました。

それで、そんなときに、教員がいじめのアンケートについて協力しないということになったとき、いじめる側は、「ああ、先生が協力しないのなら、もう少しいじめてやれ」といってエスカレートをするのではないかと、非常にそういうのも危ぐをされております。そして、今のいじめというのは、昔と違って、ちょっとさわってもいじめ、ちょっとメールで何か悪口を言ってもいじめという、大して痛くもかゆくもなくともいじめかなと、そのぐらい子供も親も弱くなってきていると思うのです。これもやはり今までの学習というか、学力のそういうせいかと、今強い子供を育てることが欠如をしているのかと私は思うのですけれども、昔だったら、たたかれても鼻血が出ても何しても、親には絶対帰っても言わなかったのです、怒られますから。私なんかだったら逆に、本当にやられたら3倍ぐらいやってやろうと思っていつも頑張って、ガキ大将でいたものですから、そんな私は経験があるものですから、何か今のいじめというのは非常にデリケートというか、ちょっと常識では考えられないような部分のいじめもあるのですけれども、やはりいじめの主役というのは、いじめる子供が悪いのですけれども、このアンケートに協力してもらうかもらわないかというのは、主役は保護者だと私は思うのです。保護者が、お願いします、何とかアンケートに協力してくださいと親が懇願して、校長を説得してお願いしたら、教員だってやはり自分の子供がいますから、教員の子供だっていじめられないということはないのですから、わかると思うのです。ですから、もっと親が強くなればならないと思うのです。そんな場合、親の教育も必要かと思うのですけれども、何としても教員にすぎる子供たちを突き放さないでほしいという、ぜひ教育長にそういう強い信念を持って教員を指導していただきたいと私は思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

（教育）指導室長

いじめにかかわります対応ということでございますけれども、特に子供たちが大変つらい思いをしている現状が

あるわけですから、当然そのことを見過ごすということは、教員として許されないといいますが、それ以上に教員になったというのは、やはり子供たちが好きでありますし、それなりにそれぞれ一人一人の教員の思いがあったらと推察しているところでございます。したがって、そういう「教員の本性」といいますが、そういうところに立ち返って、やはり子供たちに向かっていくことが重要なだろうと考えてございます。

しかしながら、そういう背景の中に、こういう職員団体の考え方が入ってきているということではありますが、やはり最後は委員の御指摘のとおり、教員としての本性やそういう立場を深く自覚させて、そして経過としてはじめの実態調査にかかわらなかった教員もいるわけですが、この解決には必ずかかわってほしい、そういうことで私どもは各校長を指導しておりますし、現在も中間の取組状況も把握しているところでございます。また、すべてのさまざまに立場の違う方々におきましても、その発言ははじめ問題として見過ごすことができない。解決していかねばならない問題であるという部分では一致してございますので、その部分をしっかり大切にしながら、本当に保護者の皆さんの信頼にこたえるように取り組んでまいりたい、そのように考えてございます。

井川委員

ぜひよろしく願いいたします。

国旗・国歌等の校長・教頭に対する指導体制について

それから、今この時期になりますと、教職員の話合いというのですか、校長を囲んで話合いが非常に長い間続いていることをお聞きしております。それは何かというと国旗・国歌でございます。君が代について、こういう話がございます。「先生はあの歌嫌いなのだよな。だから先生は歌わないのだ。おまえたちも歌うな」と言ったとき、はいと手を挙げた勇気のある生徒が、「先生、僕がもし高校へ行って、オリンピックに行って優勝したときに、日の丸の旗が上がって君が代がかかるよ。先生はどうするのですか。歌わないのですか。拍手もしないのですか」と、こういう話をした生徒がいます。すごく勇気のある生徒で、中学生なのですけども、そういう子供がたくさんいれば、教員もそれには屈すると私は思うのです。ああと、心を打たれて、やはり自分はちょっとあれかなと、日本人なので。そんな部分で、教員にもいろいろな事情があって、それは、個人の自由で結構ですけども、生徒にそのようなことを言う教員というのはいかなるものかと思って、私も心を痛めましたけれども、やはりたくさんこういう勇気のある生徒がいる学校というのは、国旗・国歌についてもよくなっていくのではないかと思うのです。それで、きちんと教育委員会が校長のはしごを外さないで、しっかりとできれば、国で定められたこういう決まりがありますから、その決まりをきちんと守って、そういう罰則と言ったらおかしいですけども、いくら教育委員会が罰則の通達を出しても、何かどこかで消えてしまって、全然あれにはならないというお話を校長がしていらっしゃったので、今非常に悩んでいる校長、教頭がたくさんいるという中で、教育委員会として校長、教頭をきちんと擁護できるような体制も大切と思うのですけれども、いかがでしょうか。

（教育）指導室長

国旗・国歌を例にされて、学校における校長の学校運営について強力に推進をしてほしいと。そのことにかかわりまして、教育委員会として大きなバックアップをしていくようにという御質問と思います。委員の御指摘のとおり、やはり学校を代表するのは校長でございます。校長には法令で数多くの権限が与えられているところでございます。そういう中で、教員とは通常の中ではやはり指導助言といいますが、みんなの英知を出しながら話し合っ進めていくものだろうと考えてございます。しかしながら、国旗・国歌につきましては、当然これは国民として基本的に理解をしておかなければならない内容でございます。つまり、他国の国旗・国歌であろうと、自国の国旗・国歌であろうと、それが掲揚、斉唱される場面では、起立をし、敬意を表して尊重する態度を行うものであり、これは国際社会の中における日本人としての基本的に重要な資質であるということについて学習指導要領で定められてございます。このことについては確実に指導していただくということで、校長のそれぞれの権限について、それこそそれが立ち行かないということになってはならないと考えてございますので、適宜適切に校長の権限が発揮さ

れていくというように、私たちも指導してまいりたいというふうに考えてございます。

井川委員

そういうふうに指導されるということで、期待をしております。この間も私が質問したときに、教頭の試験を受けた方が 4 名だということで、次期校長になる方がいないのではないかという、非常に心配をしておりました。それで、今、民間から登用されるとかいろいろなこともありますけれども、教員になったらやはり最後は校長になりたいと思うのです。ですから、ぜひ校長、教頭になってよかったというような、そういう環境づくりは、やはり教育委員会できちんとしていただきたいと思います。

（教育）指導室長

今の御質問は、管理職にかかわります研修といいますか、勉強といいますか、その部分も含んでいるのではないかとということで答弁させていただこうと思いますが、やはり校長と教頭には、表現は不適切かもしれませんが、大きな隔たりがあるといいますか、経営者としての側面というのが非常に多くございます。そういう意味で、教頭の立場のときから教頭としての資質を高めてもらうということで、今年度から教育委員会では単独に研修を実施してございます。その中で、教頭としての資質をしっかり高めてもらうと、このことが来たるべき校長という大きな谷間はあるのですが、その部分にジャンプする力になっていくのではないかと考えてございますので、そのような取組もしているということについて御理解をいただければと思います。

井川委員

はい、わかりました。

小中学校のオートロック設備について

それでは、最後にもう一点、学校安全対策の一環として、オートロックの設備をしているということで、札幌市では全校がやっているということなのですけれども、小樽市では現在何校で行っていますか。

（教育）総務管理課長

小樽市のオートロック錠の設置の状況でございますけれども、小学校で 6 校、中学校で 5 校、計 11 校となっております。

井川委員

お聞きするところによりますと、大変費用が高くて、残りの学校に設置できないということで、あきらめているのでしょうかけれども、私のところに実は一通の手紙が参りました。それで、何とかオートロックにさせていただいたらということだったのですけれども、全部で 40 何校ありますから、残りの 30 何校の全部がオートロックにしてほしいわけではないのです。ですから、手が忙しいなどどうしても必要で、例えば校長がオートロックをぜひ設置してほしいということになったら、毎年でなくていいから、2 年に 1 回か 3 年に 1 回の見直しをして、1 校ぐらいだったら設置できるとかという、そういう見込みはないのでしょうか。

（教育）総務管理課長

オートロック錠の現在の設置状況なのですけれども、原則事務室が 1 階に、職員室が 2 階に配置されている学校、また事務室、職員室がそれぞれ 2 階に配置されている学校につきましては利便性などを考え、遠隔操作のできるオートロック錠を設置しております。しかしながら、委員がおっしゃいますように、1 件当たり約 40 万円の経費がかかるということと、それと設置するに当たりましては、普通の開閉式のドア、この部分については 1 件 40 万円ですけれども、それが引き違いの戸ということになりますと、それを取り替えなければならない。そうするとさらにそういう取替えに 30 万円ぐらいの費用がかかるということで、相当な金額がかかるという状況にありますし、ただ単に利便性だけのことでオートロック錠を設置しておりますけれども、例えば保護者会の開催時などにおきまして、教職員が玄関に出向き、開錠することにより、より深く地域の方々とコミュニケーションが図れるということも考えられますので、今後は大規模改造事業とか、建替え事業などの際に、オートロック錠の設置について検討してま

いりたいと考えております。

井川委員

それでは、大規模改造事業とかそういうとき以外にはもうつけないということによろしいのでしょうか。校長にはそのような説明をしているわけですね。そういうふうな受け止めてよろしいのでしょうか。

（教育）総務管理課長

オートロック錠は校長もそうですけれども、小樽市 P T A 連合会とかいろいろな団体の方々からの予算要望の際にはこのような話をしております。

また、今、耐震化優先度調査の実施結果もありますし、これから適正配置の関係でのいろいろな配置計画もありますので、今のこの財政状況の中で、怒られるかもしれませんが、無駄なお金といいますか、そういうものは今の段階では経費的にどうかと考えますので、あくまでも今大規模改造とか建替え事業の中で考えていきたいと思っております。

井川委員

大阪教育大学附属池田小学校での事件以来、国からのそういう安全対策の補助というものは全くないのですか。

（教育）総務管理課長

ございません。

井川委員

ないのであれば、全部市の負担ということで、オートロックにすることによって、ではどうなのかと考えたときに、モニターとかカメラなどがついていなかったら確認ができないので、あまり意味がないのかという感じを私も受けましたので、その件についてはわかりました。

山田委員

北教組の対応について

それでは、私も井川委員に引き続き、いじめ関連でまず質問します。

前回のいじめの調査に非協力ということで文書で指導されたと北海道教職員組合が言っております。また、今年の春に行われる全国学力・学習到達度調査、これについても今説明がありました。

まず、この 4 月に行われる全国学力・学習到達度調査、その件について内容、実施方法、対象、その辺をもう少しお聞かせ願いたいと思います。

（教育）指導室寺澤主幹

平成 19 年 4 月 24 日に実施されます全国学力・学習到達度調査についてですが、対象につきましては小学 6 年生と中学 3 年生、小学校については国語と算数、中学校については国語と数学の実施となっております。あわせて生活意識等についても調査をする予定となっております。

山田委員

これは全国的な調査ですね。そうしたら、結構な年数がたつての調査と思いますが、何年ぶりでしょうか。

（教育）指導室寺澤主幹

40 年ぶりほどと伺っています。

山田委員

そこで、お聞きいたします。

北教組はいじめ調査を拒否し、また今回のこの学力調査に対する対応を保留するということで聞いておりますが、それでよろしいでしょうか。

（教育）学校教育課長

先ほどの井川委員の御質問に答弁いたしましたけれども、過日の定期大会において、非協力とするというその確認はしていないということでございますので、そういうことで御理解願います。

山田委員

確認はしていないということで、今のところは判断がつかないということで、私の方では押えておきます。

それでは、そのいじめ調査に関して、今国の方からマニュアルが4月ぐらいに出されると聞いております。その点について何かわかっている点があれば教えてください。

（教育）指導室寺澤主幹

委員が御指摘のマニュアルの件ですが、私どもも報道で知らされているだけで、委員と同じような情報しか持っておりません。

山田委員

要は、やはり一番これを使うのは教員です。教員に対するマニュアルだと私は押さえておりますが、果たしてこの教員に配られるこういうマニュアルが、こういうような北教組の立場で利用されるのか、その辺を私も危惧しているところなのですが、その辺の判断があれば伺いたいと思います。

（教育）指導室長

実は、新聞報道でしかこの文部科学省の取組については承知していないのですが、内容の中では、例えばいじめの早期発見にかかわる対応の取組だとか、これは前の委員会でも答弁させていただきましたが、10年ほど前にもやはりいじめの問題について非常に社会問題化したところでございます。その中でもさまざまな取組が明らかとなってきたところであり、小樽市教育委員会といたしましても、10月17日にいじめの問題にかかわる対応について、例えば早期発見の方法などについても詳細を校長会議を通して示したところでございます。この部分については、イデオロギーとかそういうものは差し挟む余地はございません。やはり目の前の子供を救うという観点では、同様に活用されるものと思いますし、同じ観点に立って、国において作成された資料につきましても、同じ考え方ではないかと推察しておりますが、これについても同様に教員に活用いただくように、私ども校長を通じて徹底してまいりたいというふうに考えております。

山田委員

私は、そういう立場で対立すべきというのではなく、教育委員会と北教組が子供を中心にしてお互いに協力していじめをなくす、そういうような目標に向かって進んでいただきたいから、こういう質問をしています。

内閣府の意識調査について

次に、内閣府の意識調査がございました。これもやはり悩みが深い家庭について言っております。その点について調査項目等を教えていただきたいと思います。

（教育）指導室長

ちょうど3月4日の新聞報道によりますと、内閣府におきまして、3日、小学4年生から中学3年生までの男子、女子とその保護者の皆さんを対象にしまして、「低年齢少年の生活と意識に関する調査」の結果が発表されたということ承知してございます。その中では、例えば中学生につきましても、勉強や進学にかかわって61.2パーセントほどの生徒が悩みを抱えているなど、過去の調査から見ても、増えているというような内容が示されたところと承知してございます。

山田委員

家庭環境の方でも子供を取り巻く、そういうような状況がやはり親の責任、また学校の教員の責任、またそのほか社会的な環境で、愛の反対の無関心、これが進んでいる状況ということで私も受け止めております。

私は学校の教員の質は決して落ちていないと思いますが、いろいろな社会環境、それが複雑に絡み合っ先ほど

井川委員も言いましたように、生徒が過敏になる、いかに教員が付き添うか、そういう複雑になっていじめが起きると、こういうふうにも考えております。いわゆるコミュニケーション不足の教員、子供の評価ができない教員、そして若手の教員だからといって、そういうような子供と対話ができない、これも一種の甘えと私は思っております。また、10年以上のベテランの教員でも、そういうことが同様に起きていると思います。ただ、やはり学校も教育委員会も地域の方々も親も皆さん、子供に関心を持っております。もっとそういうような地域とのかかわり、地域の人の力を利用していくことを要望いたします。

そこで、一番私も体験的に思っていることですが、やはり小学校時代というのは、年齢の近い教員、いわゆる教員となって5年、6年、大体そういうような知識と若さと体力がある、まずこういう教員がそういうような低学年の児童を教える。一緒に活動する、触れ合う、そういうことが大事だと思っております。

そこでお聞きいたします。

教職員の指導について

まず、一番働き盛りの30代から40代の教員は何人ぐらいいるのでしょうか。

（教育）学校教育課長

一般教員ということで申し上げますと、小学校では30代から40代の教員につきましては203人でございます。全小学校の教員が303人ですので、大体60パーセントほど。それから、中学校では152人でございます。中学校の全教員が189人ですから、80パーセントほどになります。合計いたしますと、30代から40代の教員は355人で72パーセントほど小樽市には在籍しているという状況でございます。

山田委員

それを聞いて安心いたしました。私が教えていただいたころは、40代、50代の教員が結構多くいました。また、そういうような方々の問題に対する処理能力、それをサポートするのも私は教育委員会の役目だと思っております。そういった状況で、教職員の指導、そういうようないじめに関する対応、そういったことに関して何かあればお聞かせ願いたいと思います。

（教育）指導室寺澤主幹

教員の資質、能力の向上にかかわっての御質問だと思いますが、教育委員会では今年度の教員研修といたしまして、全44講座を開催しておりまして、述べ1,000人を超えるほどの参加人数がございます。その中で、とりわけスキルアップ講座を8講座ほど開催しておりまして、これについては「エンカウンターで学級が変わる」という、いじめにかかわって、よりよい人間関係をどうつくり上げていったらいいのか、そういうような実技を伴うスキルアップ講座の中でもそれぞれ実技をやっているのですが、とりわけいじめについては「エンカウンターで学級が変わる」ということで研修をしております。

山田委員

そういった形で取り組んでいることはよくわかりました。いわゆるこの教育環境について、親たちは教育委員会のこともよく知っております。また、学校の方でもいろいろな形で子供とかかわりを持ち、学校は知識や情報の宝庫だと私は思っております。その点で、社会的な変化があり、高学歴の親がいて、子供たちもいろいろな塾や活動をして、最近の学校は特にその情報やおもしろみに欠ける、そういったことを感じている今日このごろですが、そこで最近そういうような活動、野外活動など、もし何か変わっているものがありましたら、お教え願いたいと思います。

（教育）指導室長

この前の土曜日でしょうか、市民ニュースと申しますか、テレビでも放映されましたが、中学生が身近な地域を舞台といたしまして職場体験学習を展開してございます。また、小樽にはありがたいことに職人義塾大学校等の民間の団体がございまして、本当に学校教育にいろいろな部分で力添えをいただいております。そういう意味で

の職場体験が広がりつつあるということで、そういう社会との交流を通して、道徳的なことも、また学校で学んでいることの意味も、少しずつ実感しているのではないかというふうにとらえてございます。

山田委員

まさしくそういうことだと思います。学校での課外授業に物足りないと感じている親はたくさんいます。でも、やはりそういうこともまた学校で地域との連携がされていき、ひいては教員の待遇の改善、また設備の不十分なところは思い切って予算を確保する、そういったことで取り組んでいただきたいと思います。

学校給食費の滞納について

学校給食費の滞納の問題について何点かお聞きいたします。

昨今、新聞報道でもおわかりのとおり、保護者の学校給食費の滞納が増えているという問題です。今、私の方から問題として出していきたいのは、隠れ滞納問題ということで、集める方法、給食費の集金方法、これについてどのような方法でやってこられたのか、まず説明をお願いいたします。

（教育）学校給食課長

給食費の納入につきましては、保護者との窓口になっているのは学校でございます。現在の納入方法の割合ですが、口座振替を利用しているのが73.4パーセント、現金で学校に持ってきているのが1.6パーセント、あとは生活保護費、就学援助等でございます。

山田委員

実際、私の時代は手渡しで、また娘の給食費は口座振替で払ってきました。

そこで、今までの予算特別委員会などでも質問があって、小樽市内での滞納があったということも私も知っております。ただ、私がちょっと聞いた話では、そのほかに集める教員がその子供がかわいそうだといって立替えをしていると、そういったような隠れ給食費滞納があったという事実が私のところに寄せられたのですが、そういうことを知っているのかどうか、お聞きしたいと思います。

（教育）学校給食課長

先ほどお答弁いたしましたけれども、学校が保護者との窓口になっております。私どもの方ではそういうようなことは聞いてございません。

山田委員

その教員は、やはりこういうような子供がかわいそうだから、その子供の立場で給食費を払い、何十万円かの自分の身銭を出していると。まして、その教員は何か引きこもりという形で1年ぐらい休職したということも聞いております。その点について事実があるかどうか、わかるとかわからないでも構いません。ちょっとお聞きしたいと思います。

（教育）学校給食課長

先ほどお答弁いたしましたけれども、給食費の納入については、各学校が保護者との窓口になっておりまして、それぞれの学校でいろいろな創意工夫をしているだろうというふうに思います。ただ、今、委員がおっしゃったようなことについては、私ども認識はしておりませんが、各学校では大変な苦勞はしているだろうというふうには思っております。

そこで、既に事務処理のマニュアルにつきましては作成し、各学校に配布して、その保護者との対応等についてできるようなことを考えておりますし、さらには各学校においては、それぞれ給食費の担当を、校長が行っていたり、教頭が行っていたり、担任だったり、あるいは事務職員だったりしている、それぞれの学校ごとに違うわけですが、これらの給食費を実際に担当している方々に集まってもらいまして、それぞれの学校での実際の保護者とのやりとりの中での悩み事やそういうものを共有したり、情報交換したりしながら、各学校間あるいは学校給食課等との連携を強めていきたいと、こういうふうには思っております。現在はそういうような形で、あるいは実

際に保護者と話をして悩み事等も明らかになってくる中で、いろいろな知恵をこれから出していくことが可能なのではないだろうか、そのように思っております。

山田委員

先ほどのいじめの問題のときにも言いましたけれども、やはり教員たちも悩んでいると思うのです。そういった形で、今後取り組んでいただければ、本当に教員も働きやすい環境をつくり出すことができると思います。

それでは、この学校給食費に関連して就学援助、また教育扶助、こういった制度について説明をお願いします。

（教育）学校教育課長

就学援助ということで話をいたしますけれども、この制度につきましては、経済的な理由によりまして就学困難な児童・生徒について学用品費、修学旅行費、学校給食費、それから医療費などの援助をすることによりまして、小学校及び中学校における義務教育を円滑に進めるという形の中で、現在進めてございます。

山田委員

そういった方法、いろいろな形で取り組まれていることだと思いますので、保護者の皆様に毎年されていると思いますけれども、ぜひ再度そういった方法もできることや、また給食費のほかに学用品費、通学費、修学旅行費、このような援助があること。また、教育扶助の方では給食費は重複することができないということで受けとめておきますが、ぜひ、そういうようなことも市民周知の方を徹底していただくことをお願いして、質問は終わります。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

高橋委員

初めに、経済部に伺います。

旧丸井今井の跡利用について

旧丸井今井の問題であります。何点か確認をさせていただきたいと思いますが、駅前第 3 ビルの再開発が決まって、小樽市内で中心市街地の活性化にとって大きな課題となっているのが、やはりこの旧丸井今井小樽店の問題かというふうに思っておりますので、何点か確認をさせていただきますけれども、閉店後 1 年以上たつわけですが、これまでの経過について簡単に結構ですけれども、教えてください。

（経済）本間主幹

丸井今井小樽店の閉店後の経過ということでありますけれども、一昨年 10 月に閉店いたしました。114 年の歴史に幕を閉じたわけでありまして、その後、市としましても、閉店対策会議なるものを立ち上げまして、一つには丸井今井小樽店で権利を有して営業していた方が 5 名ほどいました。また、丸井今井小樽店でしか営業の場所がないという方も何名かいたため、一つにはまずその方たちの生活を守るとのこと、あわせて商店街からまちの明かりをぜひとも守ってほしいと、そういう要望があったものですから、翌月の 11 月におたるサンモール・ネオとして約 30 店舗が立ち上げまして、現在も営業をしているところでございます。この間、何店かの入れかわりもございましたけれども、当初なかった鮮魚店が入るなど、丸井今井小樽店にかわる大型店を誘致するまでの暫定営業ではございますけれども、何とか営業しているというような状況でございます。

高橋委員

それで、建物の跡利用ということで、大手企業の方から打診があったような話も伺っているわけですけれども、あの場所やあの建物の価値をどのように評価されているのか、簡単に結構ですので、教えていただきたいと思いません。

（経済）本間主幹

建物の価値ということで、評価額等は押さえてはおりませんが、ただあの施設が平成 2 年の再開発事業で、

当時120数億円をかけて建設した施設でありまして、まだ15年ほどしか経過していないことから、施設価値についても、まだ十分な価値がある施設、また小樽市の中心部の商業施設ですから、十分価値のある施設ということで受け止めております。

高橋委員

それで、企業からの話がいろいろあったときに、ネックになっているという問題が何点かあるということで新聞でも出ていますし、いろいろな委員会でも議論になったかと思えます。その課題となっている問題点ですが、それを教えてほしいと思えます。

（経済）本間主幹

大きく分けまして3点ほどあります。

まず一つが、あそこの施設が平成2年の再開発で立ち上げた施設でございますが、小樽グランドホテルから丸井今井小樽店、そしてまた横のアネックス館、これが建物的には一筆として登記されております。ですが、権利関係は区分処理ではなく、共有名義ということになっておりまして、10人ほどの権利者がおります。また、土地につきましても、10名未満の方が権利を有しておりまして、特に建物の活用につきましても、共有名義ですから、その権利者すべての同意を得ることが必要となってきます。

また、あそこの施設を管理・運営している小樽開発株式会社ですけれども、再開発のために借り入れた金額のうち、まだ約40億円の債務が残っております。この債務につきましても、当然小樽開発株式会社としましては、賃料から返していくべきものですから、この債務が一定程度圧縮されないと賃料が下がらないというわけですから、今後、大型店の誘致に当たっても、この賃料の圧縮というのがやはり重要な課題となってくるわけでありまして、現在金融機関等を含めて3行おりますが、小樽開発株式会社、また弁護士の方たちとその圧縮に向けて協議を行っているという状況にあります。

また、3点目ですけれども、施設の課題としましては、やはり駐車場ということが一つ大きなネックとなっております。あそこの駐車場がホテルを含めて、たしか240台ありますが、すべて立体駐車場なものですから、今多く使われておりますRVとか大型車両がとめられないということから、一つには使い勝手のよい、可能であれば自走式駐車場ということで、小樽開発株式会社としましては、アネックス館の駐車場への転用を含めましてさまざまな角度から、一つには駐車場の課題解決に向けて検討を行っているという状況にあります。

高橋委員

今、三つの課題が示されたわけですが、それぞれ推移の状況を今後の影響も含めて教えていただきたいのですが、権利者全員の同意、それから債務の圧縮、駐車場の問題ということですが、これはその話が出てからどういう動きがあるのか、ないのか、その辺も含めて教えてほしいと思えます。

（経済）本間主幹

まず、1点目の権利関係ですが、これはあくまで次の大型店出店というところに至ったとき、若しくはその直前といいますか、その段階で権利者の同意という状況になるわけですが、現在は幾つかの企業と出店交渉はしているという状況に聞いておりますが、この手の話は出店契約に至るまでは守秘義務契約を結びまして、その中でお互い協議していくということですから、まだ水面下ということで、地権者の方々の同意を得る段階までには至ってはございません。

小樽開発株式会社の債務ですが、これも現在その小樽開発株式会社にかわるスポンサーといいますか、ディベロッパーといいますか、そういった方を見つけるということも施設の展開に当たっては重要なことですが、そのディベロッパーなりを見つける段階になったときに、金融機関の債権者と言ってみれば同じ土俵に上がってもらって、その債務圧縮の協議についてもらうということを進めているというふう聞いております。

最後の施設の課題ですが、先ほどもちょっと触れましたけれども、駐車場の課題がありますけれども、こ

れにつきましても、出店者及びディベロッパーが見つかった段階で、一つには、経済産業省の戦略的補助金というような駐車場活用の補助金が国の方でありますので、そういった事業主体がはっきり決まる段階で、そのような補助金の活用を含めて検討していくという流れになろうかと思えます。

高橋委員

それで、スポンサーの問題ですけれども、いろいろ水面下で動いているという話でしたけれども、一番知りたいのは、いつごろまでに、今年じゅうなのか、来年じゅうなのか、3年後なのか、その辺が一番気になるところなのですが、話せる範囲で結構ですけれども、その辺の予定、めどがありましたら教えていただきたいと思えます。

（経済）本間主幹

今答弁しましたように、幾つかの大きい課題があるものですから、なかなかそう簡単にはうまくはいかないといえますか、難しい状況にあります。ですが、現在も水面下で交渉しているスポンサーなり、また出店の意向を表明している企業も二、三あるやに聞いておりますものですから、そういった方たちの権利関係をうまく調整していけば、何とか今年じゅうに、できれば目鼻といえますが、そういった形で行けることを期待しているとともに、市としても中心市街地の活性化にとって重要な施設ですから、できる限りの支援をしてまいりたいと考えております。

高橋委員

ぜひ、また具体的になりましたら、教えていただきたいと思えます。

次に、教育委員会に伺います。

学校の施設の関連ですけれども、長期保全計画ということで、以前でも本会議で提案をさせていただきました。

学校カルテの作成について

まず、関連して学校カルテの作成ということで話があったわけですけれども、そのカルテの作成状況についてお聞かせ願います。

（教育）総務管理課長

学校カルテの作成状況でございますけれども、当初平成17年度中に学校カルテを作成しようと考えておりましたけれども、アスベスト問題の解決を優先させましたので、若干遅れております。学校カルテにつきましては、昨年10月までに学校施設の建設年度、建物の構造、床面積、敷地面積など基礎資料のほか、暖房、給排水施設に係る維持補修の状況などのデータ整理を終えております。今後、学校の現況調査を実施することになっておりますので、この部分につきましては、新年度の長期休業期間を利用し、調査、整理することとしております。

高橋委員

そうなる、具体的にはいつまでにできるのでしょうか。

（教育）総務管理課長

平成20年3月までには完了したいと考えております。

高橋委員

施設の重要なデータベースとなるので、十分具体的なものをつくっていただきたいと思えます。

学校の耐震化優先度調査の状況について

それと、耐震化優先度調査が実施されてから結構日がたつわけですけれども、まず現在の学校数と、それから耐震化優先度調査が行われた数、その中でも本校舎と屋体に分けて、それぞれ数字をお願いします。

（教育）総務管理課長

学校施設の耐震化優先度調査の状況でございますけれども、小学校は27校、中学校14校、計41校ございまして、耐震化優先度調査の対象となっておりますのは、昭和56年度以前に建築されたものということで、小学校19校、中学校10校、計29校となっております。

なお、屋体の部分につきましては、校舎の中に屋体が2階、3階に設置してある学校もございまして、屋体部

分としましては、16校が対象となっております、そのうち小学校が11校、中学校が5校となっております。

高橋委員

約3分の2が耐震化優先度調査を受けているということですね。

それで、昨年6月に総務常任委員会で提出された資料をいただきましたけれども、耐震化優先度調査一覧表ということで、この一覧表をつくった結果の受止め方でいいのですけれども、どのような感想をお持ちなのか、まずお聞きしたいと思います。

（教育）総務管理課長

この優先度調査につきましては、本来なら耐震診断あるいは耐力度調査というのが最終的には一番いい方法なのですが、この調査を行うにつきましても、多額の費用がかかるということで、その診断がなかなか進まないということで、文部科学省から指針が示されました。その指針に基づきまして、平成16年度、17年度の2年間に分けて行ったわけですが、その中の結果でございますけれども、やはり建築年が古い学校につきましては、優先度の順位が高くなってきているというのがうかがわれます。また、この中で一番注意したいのが、建物が4階以上ということになりますと、さらに評価がちょっと違ってきまして、これもまた新しくても優先度の順位が高くなっているということがあります。そして、先ほど委員から御指摘がありましたけれども、41校中29校ですから、約7割強が耐震化の整備に該当するということがありますので、これからは効果的な耐震化整備を図っていかねばならないという考えを持っております。

高橋委員

それで、先ほどの話に戻りますけれども、今後の保全計画の中・長期的な考え方ということをお聞きしたいのですが、この中でも3分の2はやはり何らかで直していかなければならない、そういう状況に入っているというふうには認識しております。これから大きなポイントになるのは二つかと思えます。一つは学校適正配置の問題、もう一つは予算ということになるかと思えます。

学校適正配置の考え方ですけれども、2年後に案が示されるということで伺っていますけれども、これは中学校、小学校、両方含めてということによろしいですか。まず、その基本的な考え方をお願いします。

（教育）山村主幹

学校の規模・配置のあり方につきましては、現在、市民の方で検討委員会を設置いたしまして、そこでいろいろ議論をいただいているところであります。その議論のまとめ、中間まとめ、今その作業を行っているところでして、それを経て、最終答申になるわけですが、その最終答申を受けて、教育委員会が、どのような形で規模・配置のあり方を考えていくかということになりますが、今、検討委員会に諮問している事柄につきましては、全市的に小学校、中学校を問わず、規模・配置のあり方について総合的な検討をお願いしているということでございますので、小学校だけとか中学校だけとか、そういうことではございません。

高橋委員

小学校、中学校両方含めてということでもいいのですね。

（教育）山村主幹

そういうことでございます。

高橋委員

それで、保全計画という観点から伺いますけれども、逆に言うと、適正配置が終了しなければ、実施されなければ、保全計画もスタートしないということになるかと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（教育）総務管理課長

その保全計画につきましては、やはり耐震化整備の該当校と同様、1年1年経過、劣化していくわけですが、既にもう築後25年以上経過している学校も出ておりますので、やはりその部分につきましては、建物の長寿命

化とか、保全の費用の平準化等を考えた場合にどうしても必要な計画と考えておりますが、やはり効果的にやるには耐震化整備の問題と適正配置の問題との整合を図りながらやっていくことが大事かと考えております。

高橋委員

私もそう思います。

それで、中・長期ということなので、スパンをお伺いしますけれども、では、2年後に案ができました。この何年後かにまた実施されることとなります。10年、20年のスパンで直していくと考えると場合に、どのぐらいの期間で、この先ほどの一覧表で出ていますけれども、30校近くの学校を直していくかという考え方なのですけれども、これはどのように考えていますか。

（教育）総務管理課長

耐震化の対象が29校、それ以外のもが12校ございますけれども、29校すべてをやるにしても、1年に1校ずつといっても29年かかるわけですし、また並行して残る12校につきましても保全計画といいますが、大規模改造なども必要となってきますので、それを毎年やると12年かかるということになりますので、やはりこれはすべて整合を図りながら、財政的なこともありますので、効果的なものを考えるということをした場合、これからそういう部分も含めて、きっちりとした計画を立てなければならぬと考えております。

高橋委員

それが難しいところだと思うのですけれども、もうちょっと具体的に、例えば補強でいいのか、全面的な建替えにしなければならないのか、そういう判断をいつ、だれが、どのように判断するかというのは、どのように考えていますか。

（教育）総務管理課長

その建替え、そして保全といいますが、補強といいますが、そういう部分につきましては一番私どもが頭を悩ませている部分でございますが、これはやはり建替えの場合におきましても、適正配置の問題があって、どこの場所がいいかということもあります。また、補強につきましても、すべてといいますが、施設全部が対象になってきますので、そういう部分では何度も繰り返しになりますけれども、綿密な計画を市長部局と全力を挙げてつくっていくことが大事かと考えております。

高橋委員

その辺がまだよく見えていないということですね。

それで、課長が答弁されたように、1年1校ずつだと29年もかかってしまう。最後になった学校はつぶれているかもしれないという状況です。教育委員会としては早く実施をしたいという考え方があるかと思っておりますけれども、財政部としては大変厳しい財政状況ですから、この点については中・長期という考え方で財政部とはどのような話合いをしているのか伺いたいと思います。

（教育）総務管理課長

市長部局とは今平成18年度、19年度でこの耐震化優先度調査を基に整備計画を立てるということにしておりますけれども、適正配置の問題が一番かかってきますので、そのめどが立った段階で最終的なものにしたいと考えておりますが、来年度からおよそどのくらいかかるかぐらいの見積りをしながら、打合せをしていきたいと考えております。

高橋委員

財政部に伺いますけれども、財政健全化で大変な状況だと聞いています。それで、病院事業会計の不良債務44億円も5年で返さなければならないというふうになりました。そうすると、逆に言うと、非常に厳しい財政状況の中で、では教育委員会からの要望を受けていつからスタートできるのかという、そういう、これは大きい枠での考え方で聞いていますので、その辺についての判断はどのように財政部としては考えているのか、基本的な考え方を教

えてほしいと思います。

財政部長

まだ具体的には全く白紙状態というのが正直なところでございます、近々示すことができるであろう財政健全化計画も、7年度以内に14億円の赤字を解消する。あるいは、今お話しのように、病院事業会計についても44億円の債務を5年間で解消する。これがまず早急にすべきことでございますから、そういった収支の中で当然教育委員会の保全計画全体がどういうふうに示されてくるか、その辺を十分見ながら協議していかなければならないということで、具体的にいつからかというのは、今の段階では全く申し上げられない状態でございます。

高橋委員

逆に言うと、財政部の立場でいくと、5年間は無理だというのは、これは言えるのかというふうには私思うのですけれどもどうですか。

財政部長

いろいろと財政健全化では一般会計の赤字もありますし、それから起債の償還で、いわゆる公債費負担適正化の関係もございますから、それがどういうふうに移していか、一定程度今申し上げたようなめどの中で我々は解消していく考え方でありますけれども、そういった中で全く何もできないのかといえば、そうではないのかと思いますので、いわゆる緊急度、それから優先度、これが全体29校がどういうふうな位置づけになるかまだわかりませんが、そういったところが一つの判断材料になるだろうというふうには思います。

高橋委員

それで、要望という形になるのですけれども、コンクリートしないというのは非常にいい考え方だと思います。緊急性がありますので、子供たちの安全性も考えて、やはりそういう面は考えていかなければならないというふうに思います。ただ、財政状況が厳しいという中での話ですから、では、どこまでできるのかというのは、簡単に答えられないというのはわかります。けれども、ある程度を含みを抱えていただいて、その中で具体的に教育委員会の方と相談していただきたいというか、受けていただきたいというふうに思っております。できれば、中・長期ということで話していますので、ある程度10年、20年のスパンのその辺も含めた考え方をぜひ財政部の方でもまとめていただきたいというふうに要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

財政部長

その辺を十分教育委員会と協議して、いずれにしても安全性をいかに解決していくか。それから、やはり学習環境をどうやって整えてあげられるかという問題ですので、そういう中・長期的なスパンも含めて、教育委員会とは十分話し合っていかなければならないというふうに思います。

斉藤（陽）委員

放課後子ども教室推進事業について

それでは、一般質問で子供のためのスポーツ・文化・芸術活動、ものづくり、また自然体験活動などの本市における指導体制づくりについてということでお伺いしたのですが、その中で本日は放課後子ども教室推進事業について数点確認だけさせていただきたいと思います。

平成19年度に文部科学省が創設する放課後子ども教室推進事業ということで、これについては一般質問では積極的に取り組むべきという立場で質問をさせていただいたのですが、答弁の方はこの放課後子ども教室推進事業については、「実施方法や補助金などについていまだ十分情報が得られず、不透明な部分がありますことから、本市としましては、19年度にはこれまで実施してきた地域子ども教室を継続し、より一層効果が上がるよう努めてまいります」ということで、質問をした趣旨には沿わない答弁をいただいていたのですが、まず、この放課後子ども教室推進事業について事業内容、それから国、道、市の費用の分担等についてどのように把握をされているか、ま

ずお示しいたきたいと思います。

（教育）生涯学習課長

まず、放課後子ども教室推進事業の事業内容でございますけれども、これは文部科学省が委託事業ということで実施してきてございます地域子ども教室推進事業、これにかわる事業ということで、放課後、週末に小学校のすべての余裕教室を活用するといったことで、そこに学習アドバイザーなり、それから安全管理員、そういったものを配置しまして、スポーツだとか、それから文化活動、それから地域との交流活動、学習活動、こういったものを行うものというふうになってございまして、年間240日開催することとなっております。

それから、これに係る市の負担ということでは、国、道、市が3分の1ずつ負担するというふうになってございます。

斉藤（陽）委員

平成19年度は見送るという答弁をいただいたわけですが、本市はそういうことなのですから、他都市はどのような予定か、把握されていますか。

（教育）生涯学習課長

予算編成の段階で、他都市、特に道内の主要都市について聞いたわけでございますけれども、私どもは、この事業の趣旨でございます学校施設を活用する、それから教育委員会が指導してやる、こういった点では既に放課後児童クラブにつきましても、地域子ども教室につきましても、このような形でやってございますので、ある程度基盤はできているといったような状況がございます。それに比べまして、他都市の場合はこの放課後児童クラブにつきましても、地域子ども教室につきましても、学校施設を使っているところはあまりないといった状況で、いろいろ聞いた中では、なかなか新年度から取り組むといったような状況は聞かれておりません。

斉藤（陽）委員

それと、この前提になっている平成16年度からの地域子ども教室、これの発展形が放課後子ども教室推進事業ということですが、16年度から実施している地域子ども教室の本市の実施状況と年間予算、それから19年度からもしこの放課後子ども教室を実施するとした場合、市の財政負担はどのくらいになるかというような推計がされれば、お示しいたきたいと思います。

（教育）生涯学習課長

地域子ども教室の実施状況でございます。平成16年度から「おたる子どもプラン協議会」が受皿ということで、文部科学省の委託を受けて実施してございまして、16年度につきましても、2校がモデル事業で、「子どもダンスうんどろ」をやってございます。17年度につきましても、毎週土曜日に開催し、全体で35週開催してございまして、約2万人の子供たちがこれを利用したところでございます。18年度につきましても、2月初めの状況で、34週実施してございまして、10パーセント程度の子供たちが利用している状況でございます。

それから、予算でございますが、まずおたる子どもプラン協議会が委託費として受けている分でございますが、16年度が241万4,000円、17年度が387万9,000円、それから18年度が251万9,000円、それと市費でございますが、16年度はございませんで、17年度が60万円、それから18年度が60万円ということでございます。

それから、19年度に放課後子ども教室を実施した場合、どのくらいかかるのかということでございますけれども、もし国が示している240日を小樽市内27校すべてで実施するということを仮定した場合は、約4,000万円の経費がかかりますから、この3分の1で、約1,300万円の市の負担があるというふうに考えてございます。

斉藤（陽）委員

それともう一点。それにこれまでボランティアの方に無償でかかわっていただいたわけですが、このボランティアの方の人数、今までの部分の人数と、これからもし導入した場合にどのくらいの人数が必要かという推計はございますか。

（教育）生涯学習課長

これまで3か年でボランティア体制ということで、町会なりPTA、いろいろなところに呼びかけしまして、子供たちのために活動していただける方たちの多くはボランティアとしてということをやっておりますけれども、現在大体180人から200人のボランティアの方が活動されてございます。それで、もし新しい制度を導入した場合、どのくらいの人数が必要かということでございますけれども、国が示しているのは240日ということで、平日すべてそれから土曜日ということになりますと、相当数の人数は必要かと。例えば安全管理員であれば、2人ぐらいずつ入れる、それから学習アドバイザー、そのほかにコーディネーターといったことがございまして、そのローテーションも考えていきましたら、数百人程度が必要ではないかというふうに考えてございます。

斉藤（陽）委員

確かに今頑張っているこの200人ぐらいを倍以上に一気に増やすというのはなかなか大変なことかというふうに思います。

それともう一点、今まで無償のボランティアの方をお願いをしていたのですけれども、国が創設する放課後子ども教室は有償ボランティアというふうに聞いたのですが、この辺はどうでしょうか。

（教育）生涯学習課長

確かに国では、有償のボランティアといったことで補助金の積算根拠の中に、この有償ボランティアの時間単価といった形で基準を示してございます。ただ、事業の内容からして、趣旨がきちんとしていけば、有償であろうと無償であろうと、これは可能ではなかろうかというふうに考えてございます。

斉藤（陽）委員

今本市の財政状況はなかなか大変な状況にありますので、一気に有償にするというのは、なかなか困難な状況かと。中身の充実をして、しかもお金はかけないという、そういうちょっと虫がいいかもしれないけれども、本当はそういう方向性を望みたいというところなのですが、その国の方針というか、そういう有償でという部分が無償になっても、事業としては遂行できるという余地はあるのでしょうか。

（教育）生涯学習課長

無償でこの事業を実施しても、それは問題なかろうというふうに思っています。

斉藤（陽）委員

もう一点確認なのですが、この放課後子ども教室推進事業というのは文部科学省が創設するわけですが、一方、厚生労働省の所管で、いわゆる健全育成事業というのがありまして、現行の放課後児童クラブ、これとの事業の整合性という、新事業における取り合いというのですか、連携というのですか、既存の放課後児童クラブとどういう連携をするのかという部分はどうか。

（教育）生涯学習課長

放課後児童クラブと新しい放課後子ども教室との関係ということでございますけれども、国は総合的な放課後対策といったことでこの事業を取り上げておりまして、二つの事業の一体化、連携といったことは言っているのですが、実際に具体的にどのように連携、一体化するのかということが示されてございませんので、もしこの事業に取り組むとしましたら、今後、国あるいは他市の状況を見ながら、いろいろ考えてみたいというふうに考えてございます。

斉藤（陽）委員

確認は以上なのですが、今後どのような方向性で取り組んでいったらいいか。問題点としては、一つは財政的な問題、もう一つは指導者あるいはボランティアの方の結集といいますが、どういうふうにそういう協力をしていただける方を募るか、あるいは要請するか、そういった方向性になってくるだろうと思います。そういった部分、今後の方向性については総括質疑で改めて議論をさせていただきたいと思います。

委員長

公明党の質疑を終結し、平成会に移します。

上野委員

財政部にお伺いいたします。

病院事業会計の不良債務44億円について

病院事業会計の不良債務44億円について5年間の返済計画が示されてございます。再度この場において財政部からこれについて説明をお願いいたします。

（財政）財政課長

44億円の直接の解消は病院事業会計の方になるわけなのですが、その関係で一般会計の方からその不良債務解消分として44億円を繰り入れるということにしております。これにつきましては、平成19年度から23年度の5年間でそういう措置をしていきたいと考えております。一般会計も厳しい財政状況にありますので、44億円をこれまでの繰入れにオンするというにはなかなかありませんので、その間、病院事業会計の方におきましても、内部努力といいますか、病院事業会計の中での経費の節減とかそういうのを図ってもらいまして、両会計でもって44億円を解消していくという計画をつくりまして、道の方に提出しているところでございます。

上野委員

もう少し詳しく説明してほしいのですが、それは質問して説明していただきます。

まず、今、課長が答弁したように、一般会計から例えば平成19年度分は3億7,100万円、さらにまた病院事業会計から3億2,900万円、このように大きなお金がもう19年度の予算の中から出ていくわけなのです。これは今まで7年間、その44億円を一銭も返していなかったツケが来ていると思うのです、この時期において。これはもちろん病院を建てようとする一つの目的の下にこのような処理方法をとっていると思うのですけれども、第一に、一般会計もはっきり言いまして大変厳しいと思います。お金のないところにこれだけ出すということは大変厳しい。それにまして今日は病院の方は出席していませんけれども、財政部から見て、病院からこの解消分、19年度は3億2,900万円、本当にこんなお金をいくら頑張っても返せるのかということは、どうなのですか、財政部でそれをきちんと承認しているのですか。財政部としては、その裏づけがあるのですか。これはやはり病院事業会計だから病院に任せるのではなくて、やはり小樽市全体のことでありますから、この辺どういうふうには財政を考えているのかについて答弁願います。

（財政）財政課長

これまでも病院を建てるということで、種々それに対してどういう課題があり、どういう問題があるかということで、そのうちの一つとして小樽市の一般会計の財政ですとか、病院事業会計の収支のことがあるわけなのですが、当然新しい病院を建てるということで、通常の出借を借りる、新しい病院を建てるだけではなくて、通常医療機器の更新ですとかこういうものについて、平成18年度から起債制度が変わったこと、また夕張問題があって、会計処理の問題、そういうのがあったこと、それらがあつた中でどういう課題があり、健全化計画なども策定していかなければならなくなった。そういう中で病院事業会計の方と協力をしまして、それらの課題について種々検討をしてきて、19年度から医療機器の出借がございまして、道と協議をしてきているところでございます。

その中で、一般会計の収支の問題ですとか、そういうものも出てきました。その中で病院事業会計と協力をしまして、どういう形で収支改善が図っていけるのか。それにつきましては、上野委員から御質問があったように、それは種々協議をしながら、病院は病院の方でどういう努力ができるのか、また、一般会計は一般会計の中でどういうことがしていけるのか、そういうことを検討し、12月1日の市立病院調査特別委員会の中で一定の収支計画を示させていただいたというのが、これまでの部分でございます。

ですから、全く病院事業会計の中身を承知していないということではなく、いろいろ協議をしながら、こういうような収支計画をつくって、何とかその起債が借りられるような道を探してきて、こういうような計画をつくって、道に上げているということでございます。

上野委員

私は何もこれに対して病院の方ときちんとしていないとは思っていないのです。やはりこれだけの額を平成19年度からどうしても解消しなければ起債が受けられないということでしょう、はっきり言ったら。こういう計画を立てなければ起債が受けられない。もう8,500万円の予算を組んで、設計段階に入っている。しかし、それを実現するためには、起債という大きな関門をクリアしなければ病院は建たない。そのためにこの計画を立てたと思うのです。しかし、どう見ても、これに対しては我々も病院の現状を見た場合、果たしてこのような解消額を病院事業会計に繰り入れることができるのか、皆さんもよく見て考えてもらおうと、何か机上のプランに終わってしまうのではないか、そのとき大変なことが小樽市に起きるのではないかというような、本当に危くをしている一人でございます。もちろん病院の方もその分をどうにかするというふうにもこのような計画を立てておりますけれども、やはり現在の小樽病院においては、今日は市長はいませんが、市長がトップでございます。民営化しているわけではないし、地方公営企業法の全部適用をしているわけでもないし、小樽市長がこの責任者なのです。

ですから、私が今日質問したのは、今日は病院の方も来ていませんけれども、財政部として本当にこれをきちんと理解してこのような表を出させたのか。逆に言うと、市立病院調査特別委員会にこのようなことをきちんと把握して、このような5年間の数字を99パーセントできるという意識を持ってこれを出したのか、それともどうにかやってみよう、数字さえ出せばどうにかなるのではないか、結局そういう気持ちで出したのかということ、この場で再度やはり私は確認しておきたいのです。何回も言いますが、やはりこれは大きな問題でございます。もしかしたら、1年間でこれが崩れてしまったら、もう大変です。平成19年度もこのような計画でいかなければ、やはりこのように立てたけれども、これができなかつたとなるともうお先真っ暗だと思っております。どうですか、財政部長。

財政部長

御承知でしょうけれども、44億円の解消というのは、もう新病院以前の問題なのです。ですから、今の病院を仮にそのまま存続させるにしても、5年間でとにかく44億円を解消してくれということです。たまたまそこに小樽市の場合は、二つの病院を統合して新築しようと、こういうことが一緒になってきたものですから、非常に大変だということは現実の問題としてあるということです。だから、平成18年度は不良債務は出ていませんけれども、今18年度決算でもって処理をして、19年度から不良債務を出すことになります。ですから、19年度はまだ新病院はできていませんけれども、今の病院の医療機器の更新をするためにも、この44億円を5年で解消する計画を出して、道、国にオーケーと言ってもらわなければならないということです。まず、そこは御承知だと思うのですが、改めて申し上げたいと思うのです。

そこに新病院の問題も入ってくるのですけれども、その44億円の解消のためには、一般会計から今まで13億円弱ぐらい、過去山田市政になってから平成12年度以降毎年度そうやって出しているという部分の中で、19年度からは細かいところまでは我々ももちろん病院の実務をやっているわけではないですから、実務は知らないこともたくさんありますけれども、ただ基本的には病院としてはその診療報酬の単価として高く取れるような体制、そういった仕組みで考えていくというようなこと、その入院基本料では、7対1看護体制にシフトして行って、そしてそういった収益を上げていこう。それから、医師の減少がありますけれども、しかしながら19年度からまたその補充のためにこうしようと、そういうことをすべて組み合わせて、今こうやって収支のプランを立てたわけです。

ですから、これが99パーセント大丈夫かと言われれば、これはまた2年に1回の診療報酬改定とかいろいろあるので、そういった要因はあります。けれども、我々としてはこの人件費の削減などというのも、これからずっと続

けていくわけですから、これは病院事業会計にも効果が出る話ですから、そういうような問題とか、あらゆるそういった方法を講じながら、何とかこれを 5 年間で解消していこうということでもってやってきているわけですから、病院がとにかく頑張らなければ、この計画は成り立たないというのは、これはもう上野委員と私は同じ認識であります。そのためにも、病院には本当に死に物狂いで頑張ってもらわなければならないし、我々もそのためには一生懸命応援して、それで支えていきます。こういう構図でもって何とか 5 年間で解消して、新病院をオープンさせていきたいと、こういうふうに考えております。

上野委員

明日は厚生常任委員会所管ですので、また質問しますけれども、今、財政部長が死に物狂いで頑張ってもらいたい。私は死に物狂いで頑張っていないと思うのです。例えば土曜日、これは今日質問しても答弁は要りませんけれども、ほかの協会病院とか掖済会病院、全部土曜日は朝から診療をしているのです。小樽病院はしていませんからね。死に物狂いだったら土曜も日曜もあけて、本当に頑張っていかなければならない。けれども、今の時点ではまだ全然そういう安穏とした気持ちでやっているのです、それで私はこのような質問をしているのです。本当にこれはできるのかと。これは皆さん同じだと思うのです。みんなで頑張っていかなければできないですから。いくら病院、病院といったって、やはり市全体が頑張らなければ、これは解消していけませんので、どうぞお願いいたします。

広報おたるへの会計処理の掲載について

それからもう一点、広報 3 月号に、会計処理の見直しについて書いています。8 行ぐらい。この文章を見て、これで市民はわかるのですか。「この会計処理を行うと、今までの赤字が表に見えにくくなるため、平成 19 年度はこの処理をやめました」。これで終わっているのです。今日市長は出席していませんけれども、このことに関してきちんと市民に示していると言いますけれども、この大事な見直しについてこのようにたった 8 行ぐらいで、19 年度は処理をやめましたという。何でやめたか、そして今後どうするか、この広報に一番大事なことが何も書いていないのです。やはり広報というのは市民みんなが見ています。議会報と広報だけは市民みんなが見ています。逆に言うと、広報なんていうのは、役所で作らないで、第三者がつくれば、もっと公平な文面が出る、文章となると思うのですが、どうですか。

（総務）広報広聴課長

ただいま委員の方から、広報おたるにおいて会計処理の見直しについての記事が非常に簡単で、これではわからないのではないだろうかという御意見だったのですが、私どもでもその前の広報おたる 2 月号で、1 ページを割きまして、病院事業会計の会計処理についてということでお知らせをしています。また、委員のおっしゃるとおり、3 月号は特集が新年度予算案ということで、非常に膨大な内容を組まなければいけないという紙面の制約もございまして、その中でなるべく目立つような形で、囲みを利用しまして、網掛けと申しまして、ちょっと目立つような形にしております。確かに紙幅の関係でこれではわからないと言われれば、私どもはその批判を真しに受け止めて、これから改善していかなければならないと思っております。

上野委員

こういうことが市民に説明されていない。市民はわからない。本当にわからないです。先ほどの 44 億円のこと、市民はなかなか理解してくれないのです。我々が聞かれて、こうだと話をすると、やはりそうだったのですかという、まだまだ理解度が不足していると思いますので、どうぞこれから、もう間に合わないかもわかりませんが、理解されるように、市民がみんな納得するような方で示していただければありがたいと思います。

森井委員

新病院に対する病院事業債について

上野委員の質問に続いてお聞きしたいのですが、一昨日、総務省地方公営企業経営アドバイザーという自治体病

院に関してのアドバイザーをされていた長隆さんという方が小樽で講演をされました。私は見に行かせていただきまして、そのときに、その方はもともと公認会計士ですから、いわゆる金銭的なもの、財政的なものに対してのプロとしての目線で、今までそういういろいろな病院における不採算的なものとかも全部見て、取り組まれてきた方なのですけれども、その方が講演の中で現状の小樽市における新設に伴う起債153億円、これは100パーセント総務省では通らないと。理由としては、御存じのとおり、公的な病院というのは、かなり黒字又は収支均衡で保たれている病院が少ないですから、その中で小樽市の病院よりは大丈夫だというような病院もあります。その病院すべてを総務省が許可せざるを得なくなる。それをしたら、総務省、もちろん国は、破たんするというお話をされていました。ですので、この今の小樽市の現状の財政状況の中で、小樽市もそうですが、病院事業会計も含めて無理だというようなお話をされていたのですが、今、小樽市では財政をつかさどっている財政部の方々から、それを通るといふ流れの中で話が進んでいるというような話がありますが、財政面の背景から見て、どのような部分でそこにおいての確信があるのか、その点についての見解をお願いしたいと思います。

（財政）財政課長

病院の新設に伴う病院事業債の許可を総務省が認めないのではないかと御質問ですが、先ほど上野委員の御質問の中でも一般会計の部分で私たちは申し上げて、44億円の解消とか申し上げた中で、病院事業債の直の許可の話というのは、なかなか私ども財政部としても答えにくいというか、所管は病院なので、私たちはそういう中で一般会計も協力しながら、44億円を解消して何とか病院事業債を認めていただけるような形でということで、先ほど財政部長の方からも答弁させていただきましたけれども、そのような中で一般会計の方としても、最大限努力をして何とかそれに向かって私たちも努力していかなければならないということで、これは財政部の方ではそういう判断をしているところでございます。

森井委員

答弁のとおり、一般会計もかなり苦しい状況だという話ですが、そこから病院事業会計に対して繰り入れている金額というのが、地方交付税の分を入れてですけれども、年間に13億円とか、そういうような状況なわけですから、先ほど上野委員からもありましたけれども、病院も含めて、すべて市長がトップとしてつかさどっているのです。しかも、一般会計からの金額が大きく病院に動いている。つまりは財政部、いわゆる先ほども話しましたけれども、行政内における財政をつかさどっているのが皆さんでしょうから、その財政部が病院の企業会計内部があまりよくわからないというのは、ちょっと問題もあるのではないのかというふうに思うのですけれども、その辺に対してもう一度振り返って、病院に対してもっと踏み込んでいく必要があるのではないかと思います、その点について見解をお願いします。

財政部長

細かい実務については、我々の所管ではないので、その辺は承知しないという意味でございまして、全く知らないということではなく、もちろんいわゆる予算編成とか決算の調整とか財源調整とか、これが我々の仕事ですから、当然全体の中でもっているいろいろと病院との関係も調整しているわけです。

ただ、そういった中で、病院側としてはなかなか交付税だけの基準どおりの額では、やはりいろいろ不採算部門を抱えていたり、それからそれは従来から抱えるいろいろな問題もあったかとは思いますが、収支不足という形で出てまいりましたので、この間、そういう形で一時的には貸付金で処理をしたということです。それから、平成12年度からは頑張って何とか一般会計からの全額繰出しという格好でやってまいりましたので、そういった中から考えますと、一般会計から見れば、このままの経営状況でいけば、一定程度の13億円というラインが一つの標準ラインになるだろうと。それから見れば、例えば単年度少ないときで二、三億円、多いときで五、六億円というのがそれにオンされるということなので、その間、一般会計がどういう程度のいろいろな事務事業の見直しとか健全化を図っていけば、一般会計としては13億円ラインから超えた部分というのは、22億円レベルになるのですけ

れども、それを 5 年間で一定程度見ていけるだろうというようなシミュレーションを立てたわけです。ただ、それは先ほど私も上野委員に申し上げましたけれども、やはり病院の経営努力というものがまずこれはもう第一義ですから、そこのところをやらなければ、このこともできないわけなので、そういった意味では、いわゆる人件費の問題であるとか、それから業務委託の問題、先般の委員会でも病院側が申し上げておりましたけれども、事務事業の見直しとか、いろいろなことをこれからもやっていく、そういったような点であるとか、年度末になりますと、薬価の交渉とかというのを両病院でもってそういったところをできるだけ下げていこうとか、そういうような努力をこれからも繰り返しやっていかなければならないし、いずれにしても、お客様にたくさん来ていただくという中で収益も上げていかなければならないと、そういう一つの計画の中で、我々も非常に厳しいけれども、そういったことをぜひやってもらいたいという中で、この計画を両方で協議しながらつくり上げたというわけでございます。

森井委員

私は、財政部が財政のことをしっかり担っているわけですし、先ほどの長さんという方は公認会計士として、つまりは財政のプロとしてお話をされているので、そのようにお聞きしたのですが、そのときにもう一つ講演の中でお話しされていたのですが、本来、民間の病院であれば、新しい病院を建設するときに、1 年間の収益額を超えた建設費を使うことはない。つまり今市立病院においては 80 億円前後が収益として上がってきているのですけれども、それを超えた起債ということは考えられないというようなお話をされていたのです。つまりは 80 億円未満、70 億円なり 60 億円なりが大体民間における新しい病院を建設するときの目安なのだというお話をされていました。これも財政上の観点というふうに思うのですけれども、この点について見解をお願いします。

財政部長

今、私もその視点については初めて聞いたと言ったら申しわけないのですけれども、その辺の視点が確かに議論の中では今まで出てきたことはなかったと思います。ただ、そういった民間病院の収支から見ればそういったものがひとつあるのかもしれませんが、その辺も確かにきちんと検討しなければならないのかもしれませんが、病院側とはきちんと話してみたいと思います。

森井委員

確かに公立の病院は不採算部分を抱えているでしょうから、当然比べるところというのは公立の場合が多いと思うのですが、ぜひ民間的な目線というのも今後考えていただいて、病院側と協議していただきたいというふうに思います。

職員給与条例の一部改正について

質問を変えまして、今回提案されている議案第 32 号小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案で、議案とともに幾つか書面等も上がってきているのですが、激変緩和措置として、平成 15 年度改定後比 10 パーセント減と新号俸の額 5 パーセント独自削減後ということで比較をして高い方の額を給与として支給するというような項目があるのですけれども、これらについてお聞きしたいのですが、いかがですか。

（総務）職員課長

新給料表を 4 月から導入するに当たって、国の方につきましては、現給保障ということで現在受けている給料月額と、それから新しい給料表導入による実質平均 4.8 パーセント削減された給料月額と、それを比較しまして、高い方を支給するというのが国の経過措置になっております。

それに対しまして、小樽市の場合は財政状況がやはり厳しいですから、国と同じようにできないということで、基本的に 10 パーセント削減したもので経過措置を設けようということで、平成 15 年度改定後比 10 パーセント削減した給料月額、それから新しい給料表は平均 4.8 パーセント削減されているということになっていきますので、それに独自削減の 5 パーセントを加えまして、それぞれ比較しますと、ほぼ 10 パーセントの削減同士を比較しまして高い方

を支給しようという、そういう経過措置を設けるものです。

森井委員

先ほどもいろいろと説明を聞いた部分も含めて、この議案に二つの行政職給料表が載っていて、どうしてこういうことになっているのかということを含めて学んだ部分もあるのですが、その国の移行に伴う4.8パーセントというのは、一律4.8パーセントではない。それは最大で何パーセントで最低何パーセントなのか、教えていただけますか。

（総務）職員課長

平均で4.8パーセント削減ということですので、若い方についてはゼロパーセント、それから年配の方につきましては、最大7パーセントという削減になってございます。

森井委員

ということは、最大の方は、さらに独自削減5パーセントを加えると、12パーセントということになると思うのですが、それでよろしいのでしょうか。

（総務）職員課長

単純に申し上げますと、そういう形になります。

森井委員

もしその12パーセントの方がいたとするならば、今の給料表二つがあるということになると、つまりは10パーセントが最大限削減しているということなので、12パーセントにはならないということでもいいのですか。

（総務）職員課長

経過措置ということで、先ほど話しましたように、高い方の給料月額を保障するということがございますので、単純に足しますと、委員がおっしゃるように最大7パーセントプラス5パーセントで12パーセントということなのですが、一定期間経過措置で高い方の額を保障することによって、必ずしもその7パーセントプラス5パーセントで単純に12パーセントというふうにならないで、高い方の措置をしている分だけ若干削減率が落ちるという形になるということがございます。

森井委員

その経過措置の内容を聞きたいのですが。

（総務）職員課長

今ちょっと申し上げたのですが、平成15年度給料表の改定後比10パーセント削減したもの、それと新しい給料表、平均4.8パーセント削減されている給料表に独自削減の5パーセントを加えたもの。先ほど言いましたように、10パーセント削減、10パーセント削減同士を比較して、高い方を支給するというのが小樽市独自の経過措置ということがございます。

森井委員

これは何年間とか、そういう期限的なものではなくてという意味ですか。

（総務）職員課長

この経過措置は、例えば大体年配の方が平成15年度給料表の改定後比10パーセント削減というもので保障されるケースが多いのですが、実際に昇給するのは新しい給料表で見えますので、例えば15年度の給料表で10パーセント削減されたもので保障されていたとして、裏と表ではないのですが、新しい給料表の方で5パーセント削減されたもので昇給させたときに、今まで保障されてきた金額を新しい給料表が追い越したとき、例えば保障が20万円だったのですが、新しい給料表で20万5,000円になりました。このとき初めて、表ではないのですが、新しい給料表で昇給するという形になります。ですから、新しい給料表が保障している金額を追い越すまでの間は、昇給停止の状態になります。ですから、何年間の保障ということではなくて、これは人によってさまざま違うということになります。

森井委員

今の説明である程度は理解できました。

独自削減が 5 パーセント、国に準じて 4.8 パーセント、9.8 パーセントなのだという話なのですから、今の話を含めて 9.8 パーセントだということ認識してよろしいのですか。

（総務）職員課長

実態的にといいますか、先ほどちょっと話しましたように、経過措置が入るものですから、単純な足し算にはならないのですけれども、簡単に考えますと、そういう考え方で結構です。

森井委員

わかりました。

ではもう一点、それに関してというわけではないのですが、もう一方の議案として、議案第 34 号小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案について、こちらについてもお聞きしたいのですけれども、これも国に準じてということだと思うのですが、まずはこちらの方についての説明を改めてお願いします。

（総務）職員課長

今回の退職手当条例の改正ですけれども、これは平成 18 年 4 月 1 日から国の方では国家公務員退職手当法が改正されまして、これは 20 数年ぶりの改正ということですが、それに基づきまして、小樽市も 1 年遅れにはなりませんけれども、同様の改正をしようというのが柱になっております。

何点かポイントだけ話しますと、まず一つは支給率カーブのフラット化ということで、今までの支給率、それは中期勤続者の部分が若干低くなっていて、それから 20 年を超える長期勤続者、長く勤めている方、これについては若干高くなっているということがございますので、この支給率をやめるまでの間、一直線といいますか、ほぼフラット化しようということで、これも国に準じて支給率を変えております。

それから、退職手当の調整額ということで、今話しています新しい給料表はベースが黙っていても平均 4.8 パーセント、先ほど話しましたように、若い人はゼロパーセントですけれども、やめる間際の人については 7 パーセントほど削減されているということで、当然ベースが下がっておりますので、その下がった給料月額で退職手当を計算しますと、当然出てくる退職手当が下がります。ですから、それをある程度激変緩和するために、国の方では調整額というもので下がった分を盛り返すといいますか、退職手当を足し込むことをしております。そういった形のものと同じように本市の方でも設けたわけですが、ただ財政状況が厳しいものですから、この調整額につきましては、規定だけを設けて、当分の間、凍結したいということにしております。

それからもう一点は、例えば何らかの理由で懲戒処分とか何かを受けて一定期間例えば給料月額が下がって減額されていたという場合につきましては、今までですと、その下がった給料月額で全期間の分を計算していますので、今まで在職している間、すべてその減額された給料月額での退職手当の計算ということになります。ですけれども、今回のこの改正では、下がった給料月額に対応する部分だけを下がった給料月額で退職手当を計算しまして、それからももとの高い金額だったところは高い金額で計算して、それらを合算するという合算規定を設けております。これらが国の改正内容の主なもので、それ以外には通常割愛と呼んでいるのですけれども、新たに地方公共団体から地方公共団体へ採用される。あるいは本市からどこかの地方公共団体に行くといったときには、通常は退職手当を払わないでその年数を持ったまま異動してくるわけですが、それが特に医師の場合、今、独立行政法人ということでちょっと地方公共団体と違った形になってしまいましたので、そういったものも通算できる形で、これはちょっと国の改正とは別ですけれども、今回の改正にあわせて盛り込んでおります。

森井委員

一番気になるのは、3 番目に説明していただいたものなのですから、今までですと、例えば平成 18 年度は 7 パーセントカットが基本だったと思うのです。つまり 7 パーセントカットに準じた形で退職手当が出ていたという

ふうに思うのですけれども、これが導入されることによって、7パーセントカットの入る前の給与も反映されるということになると思うのですけれども、そういうことでよろしいのですか。

（総務）職員課長

現行平成18年度は、7パーセントの独自削減をしておりますので、7パーセントカットのものが退職手当に反映しております。今度新しい給料表を入れる19年4月からの退職で考えますと、平均4.8パーセント削減の給料表なのですけれども、先ほど話しましたように、やめる間際の方というのは実質7パーセント落ちていきますので、もうそこだけで新しい給料表で考えるだけで7パーセント落ちた計算になります。ところが、それにさらに小樽市は独自削減5パーセントを入れる予定をしておりますので、そうしますと単純に言いますと、先ほど来の議論ではないですけれども、黙って計算しますと、12パーセントの削減が退職手当に影響してきますので、それはあまりにも大きいということで、労使協議の中でこの独自削減分の5パーセントについては退職手当にはね返らせない、つまり給料表の下がった分だけで実質7パーセント程度下がっているのだから、現行の独自削減7パーセントとほぼ同じ状態になるという考えで、独自削減5パーセントについてははね返らせないということで考えております。

森井委員

答弁のとおり、かなり大きな状況になると思うのです、特に平成19年度以降。これにおける金額を本当は算出してお聞きしたいと思ったのですけれども、ちょっと厳しいと思うので、そこまでは聞かないですが、7パーセントカットで退職される方というのは、いわゆる入ったときからずっと7パーセントカットという形における退職手当だったと思うのです。それが、これを導入することによって、最初は3パーセントカット、5パーセントカット、7パーセントカット、つまりはその前はゼロパーセントカットで、ゼロパーセントカットの算出から始まり、16年度が3パーセントカットの退職手当にあわせ、その次に5パーセントカットの退職手当にあわせ、そして最後18年度が7パーセントカットに対してのという形になるのかと、例えば今年度退職する方であつたら。そこにおける金額の差はかなり大きくなりますので、言うとおりでというふうに思うのですけれども、自分はその給与削減というのは、確かに退職手当をこれからもらう方には大変つらい思いかもしれませんが、当然給料に反映されるものですから、それに対しての覚悟をされていたのではないかと勝手に思っていますけれども、それをもうほとんど元に戻す、退職手当に関しては元に戻すというふうには私には感じるのですけれども、その点についてどうですか。

（総務）職員課長

ちょっと誤解されているようですので修正させていただきたいのですが、この合算方式は、これが適用になるのは平成19年4月1日からということなものですから、今3パーセント、5パーセントというようなお話もされたのですけれども、これは過去の話ですので、あくまでも19年4月1日以降の話ですので、19年4月1日以降で、例えば先ほどちょっと言いましたように、懲戒処分を受けて給料が減額されたとか、そういった部分に対する合算ですので、過去の3パーセント、5パーセント削られた部分を合算しますということではないということで、あくまでも19年4月1日以降の話での適用ということになりますので、その部分だけ御理解いただきたいと思うのです。

森井委員

例えば来年度は12パーセントカットの方がいたときに、今まで平成18年度まで反映されてきたパーセンテージというのは関係ないということなのですか。それでいいですか。わかりました。

これについての質問はある程度理解ができましたので、これで終わりたいと思いますが、続いてもう一つ、二つお聞きしたいと思います。

赤平市の給料月額30パーセントカットについて

一般質問で赤平市における話を例に質問させていただいたのですけれども、57歳以上を対象に30パーセントカットのことで、勸奨退職制度と早期退職制度のことで質問したのですが、改めて答弁書を読むと、30パーセントカットに踏み込んだ話における見解がないのです。この点について見解を求めたのですけれども、ここで答弁で

きるのであれば、お聞きしたいのですが。

（総務）職員課長

赤平市のこの30パーセントカット等についてはまだ労使協議中ということで聞いておりますけれども、ただあくまでもこのカットにつきましては、給料月額30パーセントカットということで、給料月額を30パーセントカットしますと、例えばいわゆる一般のボーナス、期末勤勉手当ですとか、退職手当にはね返るといふことなのですけれども、小樽市としましては、例えば給料月額だけを極端に落として、それで削減しようとしているのではなくて、例えば特殊勤務手当を整理するとか、それから独自削減を導入するとか、いろいろな給料・手当、いわゆる給与総体を総額抑制ということで抑制することを考えております。ですから、どちらかといいますと、赤平市の方式というのは、給料月額をどんと落とすことによって削減しようとしているわけですけれども、通常職員の給与というのは生活保障給ですので、いろいろ総額全体を見た中でバランスを見ながら落としていくという、小樽市の給与抑制の考え方と若干ちょっとその抑制の仕方が違うのかというふうに思っております。

森井委員

勸奨退職制度について

続けて勸奨退職制度のことなのですけれども、小樽市は55歳以上ということですが、まずはこの制度活用をされたことがあるかどうかお聞きしたいのですけれども。

（総務）職員課長

勸奨退職制度については、小樽市も持っておりますので、勸奨退職ということで既にやっております。ただ、赤平市の方は、退職手当組合に入っている関係から、対象年齢が若干本市とは違って、本市は55歳以上というような仕切りになっているのですけれども、退職手当組合に入っていることで今回45歳まで引き下げられているというようなことはございますけれども、逆に早期退職制度というような国からは是正も求められている制度を持ってまして、小樽市よりは相当支給額は多くなる制度を持っているという状況でございます。

森井委員

改めて勸奨退職制度の存在意義というか、理由というのを教えていただきたいのですが。

（総務）職員課長

書いて字のごとく退職を勧奨する、勧めるということなのですけれども、いわゆる新陳代謝を進めるという意味でも、一定年齢に達した方、もし次の職場等があれば、できるだけ早めに若い人に、後進に道を譲るといいますか、そういった観点から、一定のやめるに当たっての若干のメリットを設けることで、退職を早く促すと。それによって新陳代謝が早められるというような効果があると思います。

森井委員

これは鳥取県だったと思うのですけれども、一時期京都府などで問題になったように病気に対する保障をうまく利用して、本当は健康で働ける状況なのに繰り返し休むような人とか、又はその市役所又はそういう都道府県庁における仕事に、見合わないと言えはいいのでしょうか、そういう方々にこの制度を利用したということだったというふうに思うのですけれどもいかがですか。

（総務）職員課長

この勸奨退職制度ではなくて、分限処分ということで、分限という観点からの措置だったと思います。ですから、早くやめてくださいということで、この勸奨退職制度を使ったということではないというふうに理解しております。

森井委員

誤解だったようで、失礼しました。

自治基本条例の制定について

では、質問を変えまして、最後に1点だけお聞きしたいのですが、一般質問で自治基本条例についての質問をさ

せていただきました。ニセコ町で2000年だったと思うのですけれども、いつも市民協働ということをおっしゃっているわけですから、いろいろな取組をされているのはよく存じています。市長への手紙もよく話されていますし、パブリックコメントもここ数年導入されていることも知っております。また、ホームページや広報おたるにおいて情報公開をしているというような話もありますが、そのときの答弁で、やはりいろいろな方々と話し合いながらやりましょうということで、答弁をいただいたのですけれども、山田市長が市長になられて2年とか3年ではないのです。もう8年たっているのです。それで振り返ってニセコ町は2000年に制定されており、その前例を見てということで考えても7年あったので、十分その時間はあったのではないかとということで私はお聞きしたのですけれども、市長は将来の話をされていたのです。私としてはその7年の間に、つまりは条例化に向けた話し合いなり、市民の方々にそういう意見を求めたり、そういう導入に向けたいろいろな取組等が行われるべきではなかったかということなのですけれども、今までやってきたことはわかります。それは別に否定をするつもりはないのですが、この条例化に向けた動きが、まずは4年間の中に感じられなかったのですけれども、この点について見解をお願いしたいのですけれどもいかがですか。

（総務）企画政策室長

ある意味、政策的な部分にもかかわるのですけれども、ちょっと御理解いただきたいのは、確かにニセコ町は平成12年に条例化をして、13年4月1日から施行をされたと思います。委員の御指摘のとおり、全国に先駆けてということだったと思います。この間も議会の中でもそれぞれ議員の方から御質問をいただきまして、その部分でも答弁はさせていただいているのですけれども、一つの自治基本条例の流れとして、それからニセコ町もたしか昨年、一部改正していますけれども、当初このニセコ町がつくった平成12年の時期とここ一、二年の時期では大きく流れは変わってきたのではないかと認識は持っています。というのは、当初ニセコ町もそうですけれども、つくったときは議会に対する規定も載せていなかった。これはあくまで市長部局と市民の関係ということで、最初はつくっていったと聞いています。ただ、それだけではなかなかその自治のあり方、住民と市長、それと議会のあり方も含めて必要なのではないかとということで、いろいろな議論がやはりされてきたここ何年かだったのではないのかというふうに思っていますし、市長の方からもこの間の質問でそのような答弁はさせていただいたと思っております。ただ、もう一方では、地方分権の流れという中で、これは全国市長会でも出ていますけれども、簡単に言えば、自分のことは自分で決めていくという自治体をつくっていかなければならないということだと思えます。そういった意味では、もう一方、地方分権という中での住民と行政と議会のあり方というのが再検討を始められたというか、議論のもう一方の軸が出てきたという、そういった中で、全国的な動きというのが極めてこの一、二年活発になってきたのだろうというふうに思っています。道内でもまだ自治基本条例的なもの、いろいろな形があるのですけれども、つくられているところがあるのですが、実はニセコ町がつくった後、猿払村で平成13年につくっていますけれども、それ以降はずっと平成16年以降に条例化がされてきているという中だったと思います。ただ、市長が申し上げましたのは、この条例というのは、市長部局でつくって議会でどうだということを出して、可決されたからできましたということではなくて、果たして自治基本条例というのはどういうものなのだろう、自治体運営にとってどういう意味があるのかという、そういうところからやはり議論をしていく必要があるだろうということで、先日の本会議で答弁をしているわけですから、私どももその流れに沿って小樽市としては、この自治基本条例の議論というのを広くしていかなければならないということで考えております。

森井委員

いや、おっしゃるとおりなのですけれども、だからそのもう一期出馬されるというような話もあれですから、12年という形で考えられているのかもしれないのですけれども、本来市長の任期というのは4年ですから、4年の中でどう取り組むかではないかなと思うのです。私はその話の流れの中でも、先ほど最後に話されたように、市民との対話であったりとか、自治基本条例に向けての、当然議会側は提案されているわけですから、たぶんほとんど

の会派から必ず一言ぐらいは出ていたような気がするのですが、つまり議会側というのは、そこに対しての歩み寄りというのは、もう既にその質問をしている時点で、ある程度の理解はされていると思うのです。当然具体的なものというのは、もっと話し合わなければいけないのですが、その議会との住民自治条例をつくるための話合いの場が行政側と議会側でこの 4 年間でやられていたというのも、私は見てはいないですから、これだけ議会側がそういうものを、議会の責務とかも含めて成り立つべき住民自治条例の議会側の受止め方がある程度成り立っているところで、まだ一つもその歩み寄りが無いというのが不思議でしたし、先ほどの話のように、市民の方々と住民自治にかかわる話合いの場というも設けられていない。だから、実現するための条例を踏まえた行動、取組というのが、4 年間で見られなかったということをお聞きしていたのですが、本来であれば、もう今期のうちにある程度のものが固まってきて、これでいきたいという話が出てもおかしくなかったのではないかとこのように思っていたのです。その点についての背景をお聞きしていたのですが、どうしても確かに時代というのは変化していますから、いろいろな変化もありますし、当然に市民との話合いというのは重要だというふうによくよく理解できるのですが、自分としては今期の中で、ある程度の具体案ないしはまた 100 パーセントではないにしても、ある程度の市民と議会との同意というものがあつた上での議案を提出してほしかったという、個人的な希望があつたものですから、それがちょっと見られなかったことに対して残念ですということを申したかったわけです。今後、これから議員並びに市長も選挙があるわけで、この中で次になられる方がどのようにそのことを判断して、取り組まれるかにもよりますけれども、やはりおっしゃるとおり、地方分権に伴う地方の自立というものの、やはりこれがこれからすごく重要なわけで、それに対しての柱になるものがそこになるのかというふうに思っておりますので、その点を含めて、先々職員としても考えていっていただきたいと改めて要望して終わりたいというふうに思います。

委員長

平成会の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 15 分

再開 午後 3 時 35 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

佐々木（勝）委員

予算の関係に絞って、何点かお聞きいたします。

旧手宮鉄道施設修復事業の減額補正について

最初に、補正予算関係で、今回、重要文化財旧手宮鉄道施設修復事業にかかわって補正額 1,926 万 4,000 円が減額補正されております。その内容について説明を求めたいのですが、減額補正をした理由をお願いいたします。

（教育）八木主幹

重要文化財であります機関車庫 3 号の減額補正についてであります。当初予算額 1 億 6,000 万円余りのうち約 40 パーセントの出来高、6,400 万円余りを今年度の予算として計上していたところでございます。これはれんが造であります。体の補強工事、構造補強までを含めた工事ということで、今年度内の出来高を見込んだものでございます。

ところが、新聞等でも報道してありますように、重要文化財である建物の調査等を進める中で、土間のコンクリートを破壊して、旧土間がどのようになっていたかということも調査対象となっていたわけですが、この中でもう一つの一層の土間コンクリート並びに建設当初のれんが造の土間ピットが見つかりまして、これの調査研究等を行

う中で、引き続き行う小屋組み等の調査、そういったものへの工程上の支障が出てきまして、結果といたしまして、今年度は小屋組みまでの調査ということで、約20パーセントの出来高にとどまったということで、この事業計画の変更をしたところでございます。

佐々木（勝）委員

私が、説明を受けたときは、調査をしていく項目が増えたというふうに聞き及んだものですから、そうではなくて、調査をしていくうちに、新たな作業というか、こういうものが現実として出てきたと、そういうことですね。

それで、先ほど話にもあったように、それを減額して、それによる今後の計画における影響というものはどういうふうになるのですか。

（教育）八木主幹

全体の流れの中で、当初40パーセントを見込んでいた部分で今年度20パーセントしかできなかったということから、残りを平成19年度でカバーできるものかどうかということも含めて、今検討しているところでございまして、実は、ピットが出てくるまでは当たらなかった部分の鉄骨補強の基礎がこれは実際れんがが出てきたということによりまして、若干の変更をせざるを得ないという状況もございまして。そういった中で、次年度の工事がどのようになっているかというのは、国の指導も仰ぎながら今後推移していく部分と、そういうふうに承知してございます。

佐々木（勝）委員

そうすると、新年度予算の方に1億2,000万円を計上したと。要するにこの影響で当初の事業計画を変更せざるを得ないという状況になったということで受け止めていいですか。

（教育）八木主幹

今回、土間コンクリートを解体して、調査を行うということは、実は長野県の碓氷峠というところに丸山変電所というのがございまして、それもやはりれんが造でこの修復工事中にピットが見つかったということがございます。そういったことから、今回はそういったものも予測しながら、当初はそういうものがないという前提の下で工程を組んでおりましたけれども、そういったものが出てきたことから、それをどう扱っていくのかということも含めまして、国の指示を仰ぎながら進めていきたいと、そのように考えてございます。

佐々木（勝）委員

そうすると、先ほど課長が言ったように、今後の計画について国と協議しないとならない部分もあるということですか。

（教育）八木主幹

平成13年に重要文化財の指定を受けてございます。これの形状を変えるということは、現状変更ということになります。これが昔の状態に戻すことであっても、現状変更ということになります。そのために、文化審議会に諮って変えていいものかどうか、元に復元するのですが、現状を変えていいかどうかということの審議をしていただいた上で、それを行うかどうかを決めなければならないということがございますので、国の指導を仰ぎながら今後の計画を図っていきたいというふうに考えてございます。

佐々木（勝）委員

そうすると、その協議しなければならないことがあるので、今後の計画とその見通しということになれば、どうなりますか。

（教育）八木主幹

文化審議会につきましては、新年度については6月ぐらいが見込まれてございます。ここで今現状変更という部分では、実はピットだけではなくて、今回の事業の中に盛り込んでおりますけれども、モルタルの内壁が今はく離れたということもございまして、かつてどうだったのかということの調査も進めておりますし、また小屋組みの中であつては煙突もあったということから、この煙突をどうするのだということも含めたりしながら、調査はしてお

ります。そういったことから、その辺の現状変更、昔に復するのですけれども、こういった現状変更についての承認を文化庁からいただいた上で、それまでは調査あるいは体に影響のないような補強工事、こういったものを行って行って、その協議が済んだ中であとは修復工事にかかっていくというふうに考えてございます。

佐々木（勝）委員

だから、段取りを協議するのはわかったけれども、平成19年度中にそれを調整をしていくということの見通しですかということです。

（教育）八木主幹

教育部といたしましては、その修復の方向というのは、当初から出しておりますので、ピットの部分につきまして、今どうしていかうかという部分はございますので、その部分についての見通しを立てた上で、文化庁の方と協議してまいりたいというふうに考えてございます。

佐々木（勝）委員

質問を移します。

それでは、今度は新年度予算の関係で、特に所管の関係で新規事業に絞って何点かお聞きいたします。

特別支援教育業務について

一つは、教育委員会の方になりますけれども、「はぐくみ 文化・創造プラン」で特別支援教育業務の關係の事業を起しておりますが、まずここに新規事業として位置づけた理由と申しますか、背景と申しますか、そこをまずお聞きかせ願います。

（教育）学校教育課長

今まで小樽市の福祉教育ということで、障害の程度とか、それから種類とかに応じてそれぞれ特別の場で教育を行う、いわゆる福祉教育ということをやってございました。ただ、平成19年度からそれが特別支援教育ということで、障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育をするという形になってございます。これは今までの特殊教育の子どもたちに加えて、例えば普通学級にいます通称LD、学習障害の子どもとか、それからADHD、注意欠陥多動性とか、それから自閉症とか、そういった子どもも含めて、先ほど申し上げましたように、一人一人の教育的ニーズに合ったことを把握して、教育委員会なり学校でそれぞれ支援をしていこうということでありますので、そういった観点から、今回、新規事業ということで予算化したものであります。

佐々木（勝）委員

ちょっと今確かめたいのですけれども、新規事業というのは、小樽市の独自新規事業というふうに位置づけたのかということも含めて聞いたところなのですがいかがですか。

（教育）学校教育課長

これは全国一斉に4月から行われますので、小樽市独自ということではなくて、いろいろな市町村でやっておりますので、小樽市としては今申し上げたような位置づけで小樽市の児童・生徒について支援していきたいというふうなことです。

佐々木（勝）委員

もうちょっと事業内容について説明願います。

（教育）学校教育課長

従前もこういった特殊教育に向けて、就学指導委員会というのがございました。この就学指導委員会の下に指導部会というのがあって、その中で例えば特殊学級に入る生徒の判断などをいろいろやっています、今回それを衣がえと申しましうか、多少グレードアップをいたしまして、子供支援部会という形で、それぞれそういった特殊教育に精通した専門家の方々をここに充てまして、そういう中でそういった子どもたちの判断、それからさらには学校における教育的支援や助言と申しましうか、そういったことも行う。それから、あと巡回相談員という方に、

各学校をそれぞれ回っていただいて、直接そういった子供を見て、その中でこの子供はどのような子供かということもあわせて把握をして、学校といろいろ連絡調整をしていくという形の中で、市教委の取組を進めていきたいと考えております。

そのほかに、学校においては、校内委員会と申しましょうか、一人の教員だけではなくて、やはり校長をはじめとするそういったチームでそういった子供を把握して、その子供の教育的支援を行う。さらには、コーディネーターと申しましょうか、そういったことを取りまとめて関係機関とか、学校だけではなくて、関係者、それから教育委員会なり、保護者、そういった方を結ぶそういったコーディネーターとなる教員を指名いたしまして、お互いに教育委員会もそういう形でやりますし、学校もそういう形で行って、子供を支援していくという形になっております。

佐々木（勝）委員

今話を聞きますと、新しい試みというか、新たに事業をやるに当たっては、十分現場の方も理解する方向で進めていくのだろうというふうには私も思うのです。その辺のところボタンをかけ違ったりなんかしてはならないという感じはします。

今回100万円を計上していますね。100万円の内訳というか、中身についてはどうですか。

（教育）学校教育課長

100万円の内訳というのは、先ほど話をいたしました子供支援部会、それから巡回相談員の報償費的なものが主でございます。それから、各家庭等に小樽市でこういった特別支援教育を行うという形でチラシを配布しようかと思っておりますので、そういった経費を計上してございます。

佐々木（勝）委員

それで、市独自の持ち出しでないということなので、その中で100万円の予算の裏づけですね、この部分について説明願います。

（教育）学校教育課長

この予算につきましては、あくまでも市の単費、単独の事業でございまして、国からそういった交付税なり補助金なりそういったものは一切ございません。そういう中で今やろうとしているということでありまして。

佐々木（勝）委員

もう一回確かめますが、この仕組みづくり等も含めて、この特別支援教育を推進していくに当たっての補助等そういうものは一切ないのですか。補助というと、先ほど交付税うんぬんという話もありましたけれども、その辺の絡みというか、こういうのはないのですか。

（教育）学校教育課長

今回の本市の予算化に伴ってはありません。ただ、最近になって国の方でそういう自閉症も含めて注意欠陥多動性の子供とか、小学校に大体6パーセントぐらいいるというふうに言われていますので、そういった子供のために、特別支援員という形で文部科学省の方で置こうかということで予算化はされているようです。ただ、それについてはまだ具体的なことが何ら我々市教委の方にはおりてきておりませんので、どういった枠組みで、それは交付税の算定基礎になるという話ですけれども、どういう形になるか全然見えておりませんので、今回の予算とはちょっと別というふうに考えてございます。

佐々木（勝）委員

わかりました。今後の展開によっては、全部市の持ち出しということは、これは大変なことだというふうに思いますが。今回は、ここまでについては一般財源という形で押さえていると。今後の展開によっては今交付税の形というか、何かの形が、そういう動きというのは情報を得ていますか。

（ 財政 ） 財政課長

国の方で新規事業ということなので、交付税に入るとすれば、ちょっと今資料を持ってきていないのですけれども、私ども官庁速報の中で記事を見た記憶がありますけれども、平成19年度の算定になりますので、ちょっと一般論で申し上げさせてもらおうと、そういう経費であれば、各学校それぞれ市町村関係なくやるような事業については、一般的には交付税の計算の中で単位費用で措置するというのがありますので、その中で見られるのではないかと考えています。それについては新規事業も19年度からということになれば、その19年の最終的には例年でいきますと7月の半ば過ぎに最終的な交付税の積算をした結果が出ますので、そのときまでには制度改正になる内容ですとか、たしか国から示される予定になっていますので、交付税で見られるとすれば、その中に入ってくるのではないかと考えております。

佐々木（勝）委員

そういう状況が明らかになった時点で、またお知らせ願いたいというふうに思います。

では、質問を変えます。

校舎等の整備について

その次は、教育文化の関係で、今回、校舎等の整備にかかわって4校、花園小学校、天神小学校、望洋台小学校と西陵中学校に整備の予算づけが3,080万円ついています。今までも校舎整備等をやっているわけですが、まず今回の校舎等の整備の内容について教えてください。

（ 教育 ） 総務管理課長

平成19年度予算に計上させていただきましたのは、小学校費では、屋内運動場の屋根改修事業としまして花園小学校、天神小学校で合わせて1,330万円、校舎暖房設備等改修事業費としまして望洋台小学校で1,500万円、そして中学校費の中におきましては、西陵中学校の擁壁改修事業費としまして250万円の経費を予算計上させていただいたということでありまして。

佐々木（勝）委員

それで、花園小学校、天神小学校が屋内運動場の屋根改修、それから望洋台小学校が校舎暖房設備等改修、西陵中学校は擁壁改修、それでこれを新たに新規事業というふうに位置づけたその理由について伺います。

（ 教育 ） 総務管理課長

これまで施設の整備に当たりましては、各学校からの要望に基づいて我々いろいろ検討しております。ただ、この施設設備の老朽化が主な要因となっておりますので、これまで現状把握の上、安全性、緊急性などを考慮しながら、適宜対応してきております。その中で、予算の中では一般的に小学校では全体をプールしまして4,200万円の予算を持っていますし、中学校では今回2,560万円の予算を計上させていただいております。そのほかに、今言いました緊急性と安全性を考えたときに、花園小学校と天神小学校の屋内運動場の屋根につきましては、トタンのさび、腐食が著しくて雨漏りがひどいということで、今回整備するということでこのように計上させていただいております。また、望洋台小学校につきましては、ここはF Fのストープで対応しておりまして、このF Fのストープが25年以上経過しておりまして、交換するにも物がないということでこの部分を取り替えさせていただくということです。それと西陵中学校の擁壁につきましては、のり面を支えている擁壁があるのですが、そこがまた50年以上経過しているだろうと思ひまして、損傷が著しいということで、まずそれをどのように改修するかということの事前調査であるボーリング調査を今回やるということになっております。

佐々木（勝）委員

それから、財源の裏づけと申しますか、このところはどうなりますか。

（ 教育 ） 総務管理課長

財源につきましては、建物につきましては、一般的な大規模改造等を行った場合、交付金の措置がされるのです

が、現在その交付金を受けようとしたところに、最優先として耐震化整備が優先されるわけです。それで、この花園小学校、天神小学校につきましても、耐震化整備の対象となっておりますので、その部分は今のところ使えませんので、まことに申しわけないのですが、一般財源の中で行わせていただくことになります。

佐々木（勝）委員

一般財源ね。そうすると、今話を聞きましたけれども、それに類似した部分で、今、選択で4校に集中して、平成19年度はその4校に絞って進めるという。類似したところというのはたくさんあると思うのです。その辺の今後の計画については、いかがですか。

（教育）総務管理課長

先ほども申しましたけれども、安全性、緊急性を最優先に考えてやっていきたいと思ひますし、大規模改造等をやるにしても、耐震化整備というのが先にありますので、なかなか手がつけられないという状況にありますので、今後はこの花園小学校と天神小学校につきましても、2年間でやることにしておりますので、来年度も引き続き工事をさせていただきたいと考えておりますし、そのほかにつきましても、やはり繰り返しになりますけれども、緊急性、安全性を考慮して、その中で整備をしていきたいと考えております。

佐々木（勝）委員

よろしくお願ひいたします。

高島小学校温水プールの改修について

それから次は、高島小学校温水プールの改修にかかわって、何点が整理させていただきたいと思ひます。

この改修事業というのは、当面、駅前の室内水泳プールの廃止に伴って、その対応策としてとられてきたというふうには認識するのですが、それでよろしいでしょうか。

（教育）室内水泳プール館長

今、委員の御指摘のとおり、駅前の室内水泳プールの廃止に伴う当面の対応策の一環としまして、受入れ施設である高島小学校温水プールの一部改修を行いたい。当然、駅前の室内水泳プールにおいては年間5万人弱の利用者がおりますが、すべての方が高島小学校温水プールに移るといふことにはならないと思ひますが、ある程度の利用者の増が見込まれるものですから、その受入れに当たっての対応を考えなければならない、そういうことで改修を予定しているということでございます。

佐々木（勝）委員

そして、今回平成19年度予算に改修工事が予算化されています。昨年からも含めてやっているのですが、高島小学校温水プールの改修工事は予算化、それからもう一つが民間施設に移る。その事業内容について伺います。

（教育）室内水泳プール館長

民間施設の方にお願ひしたい事業としまして、現在室内水泳プールで行われております教室の中の水中体操教室、この教室が高島小学校温水プールで同じような時間帯あるいは同じような規模等で実施するのが難しいのではないかとこのように話があるものですから、そういう意味でその受皿としまして、民間施設の方でお願ひできないだろうかということで民間施設等とも話合いを持った中で、受けていただけるような民間の事業者がございましたので、そこの話の中で受けるに当たって200万円程度の費用が必要になるということで、予算要求したものであります。

佐々木（勝）委員

そうすると、今回5,200万円の予算。5,000万円が高島小学校温水プールの改修に充てて、200万円が民間施設に充てる費用とこのようにことですね。

それで、もう一回確認しますが、高島小学校温水プールの改修工事は、どのような内容ですか。

（教育）室内水泳プール館長

高島小学校温水プールの改修の内容ですが、先ほども申しました受入れ増に伴う部分としましては、トイ

レ、シャワーの増設、それから水深が室内水泳プールに比べて10センチ深いというプールなものですから、浅い部分と深い部分、両方の利用者に使っていただけるようにということで、一部プールフロアを敷くという工事を予定しております。そのほかに、階段式のタラップを設置しまして、お年寄り等のプールへの入退室に利便がよくなるように工夫したいということ、それから築後13年を経過しまして、外壁あるいは屋上防水等の部分が傷んできておりますので、これにつきましても、今回の改修にあわせて行いたいというふうに考えてございます。

佐々木（勝）委員

利用していく中で、利用者の方から要望などが上がってきた場合の対応で、私の方にも声が届いてきているのですけれども、可能かどうかは別にして、一つは対応策として考えられる交通の便の関係、高島へ移るということで路線バスでは赤岩線になると思いますが、少しでも今までのような状態の中から、交通の便を図るようにはできないものかという声が届いているのです。例えば路線バス以外に、利用できる関係で言えば、この間もちょっとスクールバスの話が出ましたけれども、市が持っている車両で交通の便宜を図るような方法といたしますか、そういう受入れの部分というのはありますか。

（教育）室内水泳プール館長

まず、スクールバスの関係ですが、担当とも打合せはさせていただいていますが、運行上非常に難しいというように聞いております。それから、路線バス等への助成といたしますか、そういう考え方につきましては、教育委員会としましては、難しいというふうに判断しております。

佐々木（勝）委員

進めていく中で、利用者からまた声が上がってくるかという感じもしますけれども、スクールバスの件については、前回やりとりがあったように聞いていますけれども、目的外使用というケースはありましたか。

（教育）学校教育課長

スクールバスは、現在、桃内地区から忍路小学校の通学に1台運行しています。ただ、これはあくまでも小学校の統廃合について児童を学校に送るといふ、そういう目的でやってございます。ですから、その目的以外に今使っている各学校での学校行事、それのみに使ってございますので、運行上、朝送って、そして午前中はそういった行事に使っております。それから、昼からまた下校に使うという形の中でフルに使ってございますので、ちょっと時間的な余裕は当然ございませんし、また使用目的が若干違うのではないかという感じもいたしますので、現在そういう状況になってございます。

佐々木（勝）委員

それから、利用している人の中に、自分で処理すればいいこととは思うのですけれども、プールを利用した後、水着とか海水浴着、これを絞るようなもの、そういうような機械というか、装置といたしますか、そういうようなものは設置できないかという声があるのですけれども、その辺のところはどうでしょうか。

（教育）室内水泳プール館長

ちょっと私どもではそういう御希望は聞いていないのですが、現状の室内水泳プール、それから高島小学校温水プールにつきましても、そういう脱水機といたしますか、そういうものは置いていない現状でございます。利用者の方が自分で絞った上でぬれないようにしてビニール袋等に入れて持ち帰っていただくという形をとっておりますので、そういう現状と同じような形でお願いしたいというふうには考えております。

佐々木（勝）委員

脱水機となれば、何かイメージが立派な脱水機になってしまうのですけれども、今言ったように、新たな施設ということにはならないのだろうというふうに思いますけれども、そういう声が上がったときは、それなりに利用者のところでも聞くと、声になるのかというのがあるものですから、考え方について聞かせてもらいました。

そのほか、今進めるに当たって、利用者から要望とか声とかというものはありますか。

（教育）室内水泳プール館長

先ほども対応策の部分で改修内容について説明しましたけれども、やはり利用者が増えるという意味合いからい
うと、トイレの数が少ないとか、あるいはロッカーの数もどうなのかというような御指摘があったということで、
そういう対応を考えていきたいということはありません。

それから、一番大きな御要望としては、室内水泳プールが水深 1メートル20センチに対して高島小学校温水プー
ルが1メートル30センチの水深、10センチの差というのは非常に大きいということで、浅くしてくださいという御
要望が当初非常に多かったのですけれども、やはり浅いだけではなくて、深い方がいいというような利用者の声も
あるものですから、その折衷案という意味で、プールフロアを敷設して、浅いコースと深いコース、二つをつくっ
て選択していただくという改修を今回考えた、そういう部分もございます。

佐々木（勝）委員

いろいろな要望がまた出てくるかもしれませんけれども、考え方等を含めてまた伺いたいと思います。

それでは、次に移ります。

企業誘致促進事業について

企業誘致の関係で伺いたいと思います。

今回、新たに企業誘致促進事業として100万円が計上されております。これの内容なのですけれども、新規事業と
いうことであれば、これまでやってきた企業誘致の位置づけと、全く新しい衣がえということではないと思うので、
新規事業に位置づけた意味合いといえますか、これを聞きたいというふうに思います。

（経済）三船主幹

新規事業とした意味合いというお尋ねでございますけれども、私は産業振興課に所属しておりますけれども、
その中で今までも企業誘致に関する仕事、業務はやってきています。旅費等についても産業振興課の一部を使わせ
てもらっていたのですが、昨年あたりから一部の業種、自動車関連産業などがよく新聞に出ておりますけれども、
それらを中心に企業の設備投資に対する意欲が非常に向上しているということを受けまして、今が本市にとっても
攻めといたしますが、PRをしていくタイミングではないかということになりまして、平成19年度から打って出よう
ということで、新たに企業誘致促進事業というふうに新規事業の位置づけをしたということでございます。

佐々木（勝）委員

100万円の中身については、後で触れたいと思います。では、これまでこういう企業誘致の関係は、それぞれ実績
を上げてきたと思うのです。その内容についてお聞かせください。

（経済）三船主幹

これまでの企業誘致の実績でございますけれども、ここ八、九年について簡単に説明させていただきます。

工業団地ということで、銭函3丁目でございます銭函工業団地と石狩湾新港地区でございます銭函4丁目、5丁
目、この二つの団地に立地する企業数等ですけれども、銭函工業団地はもう飽和状態といえますが、売るべき土地
は売れてしまっているというような状況の中で、立地数については大体110台後半、118社ですとか、119社ですとか、
そういう状態で推移してきているのですけれども、その中で実際に建物を建てて操業している数は、ここ八、九年
で90台の前半からようやく、99社と、100社に近いところに迫ってきているという推移でございます。石狩湾新港地
区の銭函4丁目、5丁目ということになりますと、平成10年でこれは立地数で60社程度しかございませんでした。
それがやっと今70社まで増えた。なお、操業についても二十五、六社といったところから39社まで増えております。
これは立地するものもあれば撤退していくものもあるというような状況の中で、不況と言われた中でも地道に企業
誘致をやってきた私の前、その前といったような者の努力が少しずつ実ってきたのかというふうに考えております。

佐々木（勝）委員

積極的に企業誘致している都市もあります。他都市と比べて、小樽市は特徴のある取組があると思うのです。そ

れを含めて他都市と比べて小樽市の場合、優位性といえますか、取り組んだ内容についてお聞かせ願いたいと思います。

（経済）三船主幹

他都市に比べてということでございますけれども、平成17年度までは実は小樽市も今の他都市の優遇制度の大勢を占める、補助金を出す形式の優遇制度を持ってまして、工場等設置助成ということで、補助金を出しております。しかしながら、苦しい財政状況の中で、年々助成の範囲、金額が減少していった。これではいけないということで、平成18年度、企業立地促進条例ということで2年度分の固定資産税、都市計画税を免除しようではないかという条例ができました。他都市との比較ということで、やはりいつも引き合いに出ますが、石狩湾新港の中で隣の石狩市と比較してみますと、やはり固定資産税、都市計画税の2年間免除というのは同じなのですが、石狩市は雇用増が5人以上なければいけないですとか、石狩湾新港地域の中でなければいけないという地域の限定がついたり、業種についても特定の業種についてだけ免除の幅を広げるというような形で、限定がついています。しかし、本市の条例は、例えば市街地にある工業地域の中に工場を新築しても適用になるという、非常に幅広く使えて、なおかつ所有する土地についても免除を受けられるという意味で、手厚いという部分がございます。現に昨年市街地の企業の方で、この条例がきっかけになった、思い切りがついたということで、工場を新築したとってくださった事業者の方もありました。あとやはり小樽市にとっての強みといえますか、制度面だけではなくて、これは小樽市の知名度ということかというふうに考えております。

佐々木（勝）委員

それで、今回100万円を計上して、先ほどのように、主幹の話だと相当の意気込みで頑張るとのことなのですが、これは平成19年度の予算ということで、新規事業ですからこの後もまた継続していくということになるのか、この100万円をかけて効果を期待できる、期待するということか、意気込みを聞かせてください。

（経済）三船主幹

今年、苦しい中から100万円ということで、今定例会で御審議いただいて御可決いただきましたら、とにかくようやく種をまけるというふうに考えてまして、企業の誘致というのは、「ちょっとおたくに土地が欲しいのだけれども」と電話をもらって「ありますよ」というようなやりとりでは絶対だめだと思うのです。やはり人の顔と顔を見て、目と目を見て、腹を割って話をしなければいけない。そのためには、やはり相手のところに飛んでいかなければいけないということだと思います。それで、初めて種をまけるのかというふうに考えます。ですから、私がかたく今年この100万円を有効に使って種をまく。そして、その芽を出していくのは、私はこちらに何年いられるのかわかりませんが、私の代でなくても、その次、また次で芽を出してもらって、やはり花を咲かせてもらうという意気込みで頑張りたいと思っております。

佐々木（勝）委員

決意が伝わってまいりました。そういう意味で100万円というお金で、有効に効果を上げるように期待し、私も応援したいというふうに思います。

移住促進事業について

それから、移住促進事業に今回、逆に30万円という予算づけなのです。以前、代表質問の中でも私は、やはり小樽の目玉というか、この移住作戦を本格的に考えていこうと、こういうふうに質問させてもらいましたが、今回30万円という予算づけなのですが、これでちょっとどうなのかという感じがするものですから、それでもう一回確認させてもらいたいのですけれども、昨年、おとしを含めて、問い合わせ、それから実績をお知らせください。

（総務）企画政策室相庭主幹

実績、ホームページへのアクセス数、それから私どもへの相談件数、それから移住が決まった方、移住された方、そういった数がある一つの指標になるかというふうに思っておりますけれども、ホームページにつきましては、2月28

日までで 2 万 8,231 件という形になっております。それで、昨年の第 4 回定例会のときが 2 万 5,000 件超ということですから、これ以降も若干当時よりは減っておりますが、月 1,000 件台は維持をしているという状況でございます。

それから、子どもの窓口への問い合わせにつきましても、105 件ということで、大体月 2 件、3 件、ちょっと山谷がありますけれども、そういった形を維持しております。

あと、移住の決まった方については、前回 10 件ということで、これについてはそれ以降まだ新たな案件はありませんけれども、現在情報を提供している方、若しくは相談を受けているという方は 3 件程度でございます。そういった中で、現在皆様に情報提供あるいは相談と申しますが、そういったことを受けた場合については、関係する団体等を紹介しているという現状でございます。

佐々木（勝）委員

では、最後にこの項の終わりです。

この 30 万円という予算づけは、十分とは言えないだろうと思っておりますが、この 30 万円の支出の内訳を示してください。

（総務）企画政策室相庭主幹

30 万円の内訳といたしましては、市の PR、道外へ行ったりしまして、そのプロモーションと申しますが、例えば昨年ですと北海道フェアといったところに各自治体の職員が行って、相談に乗ったり説明したりするのですが、そういったイベントへ伺います旅費がそのうち 19 万 4,000 円ということで、3 分の 2 を占めております。そのほか、道内の自治体で移住促進協議会というのを組織しております。そういった会への負担金 5 万円、それからその他残りがパンフレットを印刷いたします事務費、それから通信費という中身になっております。

佐々木（勝）委員

この移住促進事業の予算は、年々上がっていくのか、下がってきているのか。

（総務）企画政策室相庭主幹

予算は、昨年と同額になっております。

佐々木（勝）委員

先ほどの企業誘致の関係とこの移住促進の関係は、本市も頑張らなければならない事業の一つだというふうに思っております。期待しております。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党に移します。

新谷委員

初めに、総合計画策定にかかわってお聞きします。

10 年後の人口推計について

今後 10 年間の計画を立てていくということですが、10 年後の推計人口、年齢構成をどのように考えておりますか。

（総務）企画政策室小山主幹

総合計画をもし 10 年間の計画でつくったとして、10 年後は平成 29 年になります。独自の人口推計は事務的にはシミュレーションしておりますが、まだこの議会で話をできるほどの精度になっておりません。今ある推計値では新市立病院基本構想に使った推計値、これが 17 年の推計値 14 万 3,118 人に対して実績は 14 万 3,031 人ですので、非常に近いのではないかと申しますが、その構想に使った推計値で平成 29 年を見たいと思うのですが、新市立病院基本構想の推計値は 5 年ごとで、平成 27 年と 32 年の数値があります。それとその間を 5 年のうち 2 年経過したらどうなるかということで、試算してみますと、平成 29 年の人口は 12 万 1,600 人ぐらい。それで、そのときの年少人口の割

合は9.9パーセント、生産年齢人口の割合が55.4パーセント、高齢人口の割合が34.7パーセント、単純計算ですが、そういうふうになりますので、それに近いものと思っております。

新谷委員

人口も減るし、高齢化が進むということで、3人に1人以上が65歳以上というふうになると思うのですが、こうなりますと、どの世代に照準を当てた政策をしていくかということも大事になると思うのですが、年齢の構成からいって、いや応なしにというか、高齢者に照準を置いた施策が必要になってくると思うのですが、いかがでしょうか。

（総務）企画政策室小山主幹

確かに人口に占める高齢者の割合が高くなりますが、これから10年後の話ですから、高齢者の方の世代としての質と申しますか、生き方がたぶん変わってくるのだらうと思います。そういう中で、一つはそういう新しい65歳以上の方に対する施策も必要ですし、もう一つは医療とか介護とかそういうお金もかなりかかってくるのですが、逆にそれを支える人間というのも少なくなるわけですから、その辺のバランスを考えた施策というのが求められるのだらうというふうに考えております。

新谷委員

これはこれぐらいにしておきます。

室内水泳プールについて

なぜ、これを聞いたかという、後でまたお聞きしたいと思うのですが、次に室内水泳プールにかかわってお聞きします。

今回、高島小学校温水プールの改修費5,000万円を市債で賄うということですが、何年で返す予定か、また1年間にどれぐらいの予算になるのか、そのあたりはどうでしょうか。

（財政）中田主幹

大体起債は10年ないし15年ぐらいの期間にわたり借ります。今、高島小学校温水プールはたぶん15年ぐらいになるかと思っておりますけれども、そのうち3年が据置きになりますので、そうしますと12年で元金償還していくこととなります。そうすると、単純に5,000万円を12で割りますと、420万円ぐらいを元金償還が始まったら償還していくような形になるかと思っております。

新谷委員

この金額からして何とか返していけるお金なのかと思っておりますが、先ほども佐々木勝利委員の方から、室内水泳プールの代替というか、それで高島小学校温水プールに受け入れるに当たって、難しい部分は民間施設と話し合ったということですが、これはもう決定したのですか。

（教育）室内水泳プール館長

まだ決定ということではなくて、その利用者あるいは教室の参加者などとの話し合いも現在進めている中で、希望としまして、我々としては現在行われている曜日あるいは時間帯、そういうものは引き続き高島小学校温水プールですることは難しいという話をさせていただいているのですが、参加者の方からは曜日あるいは開催時間を変更してでも高島小学校温水プールでやってもらいたいというような話もありますので、今、教室参加者の方に再度アンケート調査などを行って、参加者の意向を確認している最中でございます。

新谷委員

それでは、今後そのアンケートの結果によっては、それは変更になるということも考えられるわけですね。

（教育）室内水泳プール館長

はい、アンケート調査の結果によっては、検討しなければならないかというようにも考えてございます。

新谷委員

そうなりますと、ますます高島小学校温水プールで希望者全員が利用できるということは不可能ですね。

（教育）室内水泳プール館長

時間帯にどれだけの利用者が集中するかということにもよると思いますが、トイレ、シャワーを増設するとか、あるいはロッカーを多少増設するとかということの対応の中で、受入れは可能というように考えてございます。

新谷委員

トイレとかシャワーとか増やただけで受け入れられるということですか。

（教育）室内水泳プール館長

利用する時間帯にどれだけ利用者が集中するかという部分があるかと思いますが、現在、利用サークルあるいは教室の時間帯の設定、そういう部分で今詰めておりますが、そういう部分では一時的にキャパシティーをオーバーするような人数が集中的に入場するというようなことがないような形で今調整をしておりますので、今回改修を行うことによって受入れは可能ではないかというようには考えてございます。

新谷委員

これまでの議論の中では、年間 5 万人の利用は難しいというふうにずっと聞いてきましたので、あらと思いましたが、利用者は既に減っております。聞いたところによりますと、例えば障害児、知的障害の教室では、高島だと通えない。もうこれで通えない人が出てきて、今の人数の 3 分の 2 の方しか希望しておりません。それから、この関節の人たちの教室は、今まで年 27 回だったのですけれども、24 回に減る。それから、こういう障害者の方々に対して今熱心に教えている方がいるのですけれども、一人ボランティアの方がいるのですが、その方は札幌から来ていますので、高島なら通えないということで、そのボランティアがやめてしまうのです。それで、別な人一人だけで面倒を見なければならぬというので、変な言い方ですけれども、人数が減ってそれしか受けられないということも言っておりましたけれども、希望している人がこういうふうに減っているわけです。これが実態です。ですから、これは一つの例を話しましたけれども、きっと利用者は減っていくと思うのです。それで受入れ可能だということであれば、ちょっとこれはおかしな話になってくると思うのです。

それで、今までの議論の中で、希望する人はみんな受け入れられるような、そういうものが必要だと思うのです。ということは、どうしても新しいプールが必要になってくるといふふうに思うのです。参考までに駅前の室内水泳プールを平成 12 年度に起債を北海道にお願いして 3 年で改修しました。その現在の償還状況、それから残りの金額、またそれをどういうふうに戻すのか、参考までに教えてください。

（財政）財政課長

現在の平成 18 年度末の起債残高で話させていただきますと、6,300 万円程度残ってございます。また、起債のことに、一般論で言いますと、施設がなくなると、原則繰上償還をしなければならないということがございます。それで、今回の 19 年度予算につきましても、この金額については予算計上をさせていただいております。原則はそうなのですが、例外的なことというのもございまして、起債の繰上償還につきましても、相手方がございます。それで、借りている相手方と調整をしまして、あった事例なのですけれども、残り償還期間が短いもの、2 年ぐらいで終わるものについては、通常の償還の形でいいという場合もございまして、最終的には、この 6,300 万円の繰上償還につきましても、その時点になりましたら借入先と相談して、それは返還するような形になります。

新谷委員

一括返済の財源というのは何なのですか。

（財政）財政課長

財源としましては、今回の一般会計の中の収支の中の歳入で見えております。

新谷委員

だから、その歳入は何なのですか。

（ 財政 ） 財政課長

ですから、再度の答弁になるのですが、一般会計の歳入総額の中でもって、その中の財源としてこの繰上償還の額の6,300万円を見ているということでございます。

新谷委員

そうしますと、財政難だと言いながら結構お金があるんですね。これは、プールを売ったお金、補償金を一回入れてそれを返すということでしょう。

（ 財政 ） 財政課長

補償金につきましては、当然平成19年度の予算の中で歳入として受けるということでございます。

新谷委員

それで、ちょっと前後しますけれども、この平成12年度のプールを改修するときに北海道に出して許可をもらったその事業起債計画書の現況及び本事業の必要性、そして事業効果というものが書かれております。これによりますと、見ていただければわかることなのですけれども、「水泳の普及振興と市民の健康増進に寄与するとともに、生涯スポーツを推進する」として、わざわざ入場者数も書き込んでおります。そして、事業効果としては、改修することによって「地域住民の健康増進に寄与するものです」と、こういうふうにして起債を許可してもらう理由を入れているわけです。こういう視点からして、プールというのは、やはり健康増進に寄与するものだということが改めてわかると思うのです。それなのに、全部で9,100万円、これを起債にして、そして改修してまもなく廃止をしてしまうというのは、本当にもったいない話なのですが、そうは思わないでしょうか。

（ 教育 ） 室内水泳プール館長

確かに平成12年度、今回資料で示しておりますように、平成12年度から3か年計画で駅前の室内水泳プールを改修したわけですが、これはこの計画書にもありますように、平成11年8月に行った老朽化の調査を基にした結果、緊急度に合わせて改修しなければならないという、そういう調査の結果を踏まえた上で行ったものでありまして、当時まだ国際ホテルなんかも営業しておりましたし、現在のような再開計画そのもの自体も全くない中で、純粋に室内水泳プールの老朽化に対応するために行った改修というように御理解をいただきたいと思えます。

新谷委員

事業そのものではなくて、そういうものを壊してしまうというのが非常にもったいないということを言っているのです。

それで、先ほど聞きましたけれども、10年後には非常に高齢化になっていくということで、どうしても健康増進対策というのも必要だと思うのです。そうしますと、このプールというのは、何回も言っていますけれども、非常に有効だということで、今度はプールの権利床の補償金6億円も入りますし、むしろ今がこの新しいプールをつくるチャンスなのではないかというように思うのです。市長にお聞きしたいのですけれども、代表質問で北野議員とのやりとりの中で、今度はつくる場所が問題になるのではないかという答弁をされておりました。それで、つくる場所があったら今補償金も入るわけですから、その一部を頭金にするとか、そういったお金、予算で建設する意思はあるのでしょうか。

市長

今の補償金の中でやれということですか。補償金の中でつくる意思があるかということ。

（ 「 入ることだし、一部を頭金にして場所があればすぐつくるのかと 」 と呼ぶ者あり ）

十分御承知と思えますけれども、小樽駅前再開というところで、今まで4年も5年も待っていて、なかなか進まなかった事業をたまたまうまく開発事業者が現れて、このチャンスを逃したらなかなか次どうなるかわからないと

いう状況の中で、やはり小樽駅前の顔として再生をしなければならないという一方で大きな使命もあるわけですので、我々としては、大変申しわけないけれども、そちらの事業を優先させてもらうということで考えたわけです。

したがって、私もプールは必要ないとは言っていませんし、今から16年前、私も社会教育部長時代にプールを担当してまして、結構その当時から水漏れ等があって、おまけにあそこは2階にあるものですから、万が一事故があったら大変なことになります、下は銀行ですから。そんなこともあって、この平成12年のときに改修をさせてもらったということで、今回廃止しているいろいろな方の御意見もありますから、できれば早くやりたいとは思いますが、こういう財政状況の中ですぐ右から左へやるわけにもいかない。そういうことで、何とか次期総合計画の中で計画をして、今年どうなるかわかりませんが、選挙の結果いるかどうかわかりませんので大きいことは言えませんから、できたら次期総合計画の中で検討して、財政状況がどうなるかわかりません。今の状況ではなかなか難しい問題ですが、早くやりたいという気持ちは持っています。

新谷委員

早くやりたいという、そういうことで本当に期待される場所なのですから、3月2日の予算特別委員会の中で、市民の皆さんの意見も聞きながら検討していきたいということだったので、それは中には要らないという人も当然いますね。それでも、やはり早くつくってほしいという、そういうふうに考えてよろしいのですか。

市長

事業を進めるに当たっては、賛成者も反対者もいます。今の病院のとおり、プールをやると言ったら、また反対する人も出てくるかもしれません。したがって、こっちがいくら気持ちを持って、気持ちのとおりいかないこともあるのかもしれませんが、そういうことで、例えば今の御承知の朝里十字街、場所があっても建てられないという状況もあるわけです。コミュニティセンターを建てたいという気持ちは持っていますけれども、それは場所は決めているのだけれども、お金がないからできないということもありますから、そういうものはやはりトータルで考えなければいけないと思っています。

新谷委員

再度要望いたしますけれども、早期につくってもらいたいということなのですから、例えば私も前から言っているのですが、旧東山中学校のグラウンド、あそこは市の土地ですし、それから循環バスも今度出ることが広報に出ていましたし、そういう点からいったら交通の便もいいし、非常にいいのではないかと、思うのですが、そういうことも含めて選挙においては公約にさせていただきたいのですけれども、どうでしょうか。

市長

公約にするかどうかは、今ここで公約するわけにはいきません。

新谷委員

どなたが市長になるかわかりませんが、ぜひ託したいというふうに思います。

消防団の訓練と報酬について

それでは次に、消防団のことについて伺います。

消防団の方々は日々地域住民の安全を守るために活躍されているわけですが、残念ながら報酬もだんだん減っております。それで、消防団の訓練と報酬の変化について、平成15年度から推移を教えてください。

（消防）村岡主幹

消防団員に対する報酬のお尋ねでございますが、消防団員の報酬につきましては、年報酬のほか、出勤報酬、訓練報酬、警戒報酬、機械係報酬、5種類の報酬に分かれております。警戒の報酬につきましては、団員が行う火災予防広報活動に対し、従来年8回、春秋の火災予防運動期間中2回、歳末特別警戒期間中4回、実施をして支給していましたが、平成15年に市の財政状況及び火災発生状況の変化、それから火災予防広報の充実浸透、それから

歳末特別警戒の期間が12月 1 日から12月31日まででありましたが、12月10日から12月31日までの若干短縮になりましたこと、このことによりまして、消防団と協議をいたしまして、警戒報酬の見直し、支給回数の見直しを検討したところでございます。分団長会議等においても説明し、平成16年度から警戒報酬を年 6 回、平成17年度以降は警戒報酬を年 4 回、春秋各 1 回、歳末特別警戒 2 回に変更したところでございます。

団員報酬の額の推移でございますけれども、警戒報酬につきましては平成15年度が2,751万1,000円、平成16年度が1,976万4,000円、平成17年度が1,281万円となっております。

新谷委員

後ろの方で何か単価のことを言っていましたけれども、単価は変わっていないのだけれども、回数が減っているんで、全体が減っているということですね。

（消防）村岡主幹

単価は出勤報酬、警戒報酬6,100円に変更はありません。

新谷委員

それから、私がこれ前に質問させていただいたのですけれども、管理経費、これは今ついておりますけれども、減っております。それで、どういうふうになっているのか、それもちょっとお示してください。

（消防）村岡主幹

予算の非常備消防費の中の管理経費でございますけれども、平成15年度につきましては228万6,000円、平成16年度が221万2,000円、平成17年度は183万円、平成18年度は173万4,000円となっております。これに対して、決算額でございますけれども、平成15年度は149万2,000円、平成16年度は131万7,000円、平成17年度が181万6,000円となっております。管理経費等の減額につきましては、種々の節約によりまして、消耗品費、印刷製本費、旅費等を減額したものでございます。なお、各分団の詰所で使用しております光熱水費につきましては、45万円から47万円程度で例年ほぼ同額で推移しているところでございます。

新谷委員

それで、消防団は冬場、消火栓の除雪をやっておりますが、これは本来どこがやるべきものなのですか。

（消防）村岡主幹

消防団が行う除雪についてのお尋ねでございますけれども、冬期間消防水利の除雪につきましては、通常消防署が業務として行っているところでありまして、消防団においても消防署の消防水利の確保を補完する形で除雪を行っております。

新谷委員

その実施回数などを教えてください。

（消防）村岡主幹

記録的な降雪がございました、平成18年 1 月、2 月につきましては、消防団が延べ59回、339人の団員で1,193基の消火栓、59基の防火水槽の除雪を行っております。なお、19年 1 月、2 月につきましては、合計21回、123人の消防団員が376基の消火栓、23基の防火水槽を行っております。消防団の行う除雪回数、実施時期につきましては、その年の降雪量によっても大きく変動するという状況があります。

新谷委員

本来であれば消防署が行わなければならないその業務を行っております。これは昔は出勤したときにお金が出たということですが、今は無料でやっているということを聞いておりますが、いかがですか。

（消防）村岡主幹

昔、除雪でお金を支給していたというお話でございますけれども、これにつきましては除雪を実施したことにより報酬を支給したという事例は過去ございません。

新谷委員

そういうふう聞いたものですから、それはそれとして、このように消防団は先ほども言いましたけれども、地域住民の命、財産を守るために非常に一生懸命頑張っているわけです。それで、春秋火災予防週間がありますけれども、そういうときに町会からの出席があるのですが、その町会の方々に出すお茶の経費、それが無いものですから、自分たちの報酬のうちお金を積み立てて、そしてそれで充てていると、そういう状況は聞いていますでしょうか。

（消防）村岡主幹

毎月分団長会議において、いろいろ御意見を聞いておりますけれども、そのような状況については聞いておりません。

新谷委員

それは話しづらいから出していないのだと思うのですが、こういう話を聞いているのです。それで、今消防団になかなか入る人がいなくなっているという中で、やはりどうしたら入ってもらえるかということを考えていかなければならないときに、こういうような負担をかぶせたらだめだと思うのです。それでなくても、消防署でやることをお手伝いしてやっているわけですから、何とかその消防団に対して、せめて火災予防週間のときには、経費としていくらかでもお茶代ぐらいは出すというような、そういうことはできないのでしょうか。

（消防）村岡主幹

消防団の皆さんには地域に根差した活動をしていただいております。精神的な支援だけではなくて、経済的な支援を含め、いろいろな場面で町会や地域の方の御支援をいただいておりますことにつきましては、承知しております。

分団を訪れる関係者に出すお茶の費用等につきましては、公費としての支出範囲が消防団活動に直接かかわる物品と最小限の費用を経費として支出しておりますことから、団員の休憩やお話にございました来客時のお茶代等の費用を公費として支出することにつきましては難しいと考えてございます。

また、初めてのお話でございますので、各分団長会議においてもよく状況を聞きたいと考えております。

新谷委員

そう簡単に難しいと言わないで、話を聞いていろいろ検討していただきたいと思います。

北野委員

石狩湾新港の防砂対策について

助役と港湾部に最初に伺いますけれども、小樽市が財政難のときに石狩湾新港は大企業本位であり、いろいろ無駄があるということを指摘してきたのですが、以前にも指摘したことがあります。石狩湾新港の防砂の無駄遣いについて最初にお尋ねします。

石狩湾新港の各防砂堤の建設の目的とそれぞれの建設費、そしてその総額は幾らになりますか。

（港湾）港湾整備室大野主幹

石狩湾新港の各防砂堤の建設年、それから建設費及びその総額でございますが、まず東防砂堤につきましては、石狩湾水域から発生する漂砂を防止するため、港内への漂砂を防止するため建設するものでございまして、その建設費につきましては43億7,000万円となっております。また、その東防砂堤の内側に航路護岸がマイナス3メートル航路を漂砂から守るため、約400メートルの護岸が設置されてございまして、平成13年から4年間で4億8,000万円をかけて建設してございます。また、西側の地区でございますが、昨年12月、供用開始いたしましたマイナス14メートル岸壁の西地区にございます防砂堤200メートルが、昭和62年から63年まで11億3,000万円で建設されており、またさらに、西側にございます西防砂堤400メートルが平成11年から14年にかけて31億4,000万円で整備されております。これらの防砂対策の整備費につきましては、91億2,000万円と見込んでございます。なお、東防砂堤につきま

しては、平成19年までを予定してございますので、見込額ということになってございます。

また、関連いたしまして、昭和47年に500メートルございました東防波堤の先に50メートルの漁船用の港口を設け、島防波堤を設置するという計画がございまして、そのとおり整備されたところでございます。

ところが、平成9年の港湾計画の改訂におきまして、その陸から約500メートル先の港口が埋没するということから、東防波堤の一部を撤去し、旧港口を閉鎖、さらに島防波堤の一部を東防砂堤として200メートル延伸することで、平成16年にはさらに東防砂堤を200メートル延伸する計画変更がございまして、これらの防波堤の撤去、それから閉鎖に係る経費が約6億5,000万円がかかってございまして、合わせますと97億7,000万円と見込んでおります。

北野委員

石狩湾新港管理組合議会でも議論したのですが、管理組合の副管理者をやっている助役に伺いますけれども、砂浜につくった大きな港ですから、砂の対策ということの小樽港とは違ってやらざるを得ない。今、説明があったように、砂の対策のために100億円近い税金が投入されている。これは非常に無駄な経費だというふうに言わざるを得ないと思うのですが、副管理者を離れて小樽市助役としてどうですか。

助役

今、お話がありましたように、石狩湾新港は掘り込み港湾ということで、そういう面での今の流砂の問題で工事費がかさんでいるということは事実だろうというふうに思います。なかなか比較検討は難しいとは思いますが、確かに100億円近い工事費がかかっている。私も専門家ではありませんから、その原因等とか、その対策等を詳細に承知はしていませんけれども、やはりその時々必要性といいますが、そういう中なのだろうと思っておりますけれども、なかなか抜本的な将来を見通した形での防砂堤なりがつくられてきていないということは、私も感じとしては持っているところです。

北野委員

事務レベルでどんな話し合いをして、次々と防砂対策の計画を足し増ししていったのかわかりませんが、今、助役からちょっと答弁がありましたけれども、当初の計画では砂の対策にならないということで、次から次へと巨額の税金を投入している。これは無駄の見本みたいなものなのです。前にも話したけれども、漂砂の流れていく動向、石狩湾に港をつくったら、留萌の方へ砂が流れていくということで漁船の入り口をつくったら、逆にそこから小樽側にどんどんと港内に砂が入ってきて、そこをふたを閉めざるを得ない。こういうことを繰り返しているのです。だから、こういう石狩湾新港の基本的なものがあるわけですから、こういうことをこれから先も続けるのかという問題なのですけれども、もうこれで砂の対策につぎ込むお金は終わりと、もうないというふうに言えますか。港湾部に聞きます。

（港湾）港湾整備室長

漂砂の問題は大変難しい問題でございまして、全国的にもそうですけれども、むしろ世界的にも港にとっては実は大変な大きな課題なわけです。先ほど助役から答弁しましたように、なかなか抜本的な解決といっても、当然その時代ででき得る限りのいろいろな技術的な検討を行った上で対策をとってきたわけでございます。結果的には残念ながら、先ほどからお話のある90億円を超えるような事業費になっているということでございます。

今後についてどうかと言われれば、先般、管理組合から伺っている話では、30年やそこらは大丈夫だみたいなことは言っています。これとて、私も技術屋ではございまして助役と同じように、漂砂の専門家ではございませんし、私から胸を張って大丈夫だと言うのもなかなか難しい。ただ、言えるのは、管理組合も決して無駄な投資を続けてきているということではなくて、やはり港湾機能を維持するために、その時々最善の努力をしている。その結果、大変な金がかかったということに対しては、私どもも大変残念だとは思っております。

北野委員

管理組合に聞けば、今、室長が答弁されたような非常にのんきな答弁をしているのです。もう心配ないと。深いところでは砂が舞わないからと。しかし、実際に私も指摘しておりますけれども、西ふ頭の沖合、ここは通常は十二、三メートルの水深があるのです。ところが、マイナス14メートルパスを守るために西ふ頭に200メートルの防砂堤をつくりました。そうしたら、そこにぶつかって、今度は小樽側から留萌の方に向かって砂が流れている。そして、どんどん埋まっている。今度、今、大野主幹が答弁されたように、小樽側に400メートルの西防砂堤をつくって、ようやくそれがおさまった、あまり砂が入らなくなったということなのですが、こういうことをほうっておけば、それは何十年か先かどうかわからないけれども、近い将来そのところも砂で埋まってしまって、マイナス14メートルパスを守るための200メートルの防砂堤を越えて、砂が入ってきて、マイナス14メートルの水深が確保できなくなるのではないかという心配があるのです。自然の力というのは恐ろしいし、いわゆる専門家の予想を超えた、あるいは逆の動きをしているのです。だから、一般の行政マンが私の質問に対して答えている点では、全く心もとないということなのです。

ですから、これから先どれくらい金がかかるかということになれば、もうアリ地獄みたいもので、今、不幸にして私の指摘したようなことが起これば、また何十億円という単位でお金を持ち出さざるを得ないし、しゅんせつをしなければならないということにならざるを得ないのです。とんでもないところに港をつくったなど。だから、初めからこの防波堤をつくれば砂は大丈夫だという計算でつくったけれども、それでおさまらないで、追加追加で、全部が追加ではないけれども、砂の対策に100億円近いお金をつぎ込んでいるということですから、こういうアリ地獄のような石狩湾新港の構造について助役はどう考えますか。私は未来永ごと小樽市に勤めるのではないなんて言ったって、それはもう逃げられない話ですから。私は不安ですよ。

助役

建設経緯から言いましても、今おっしゃったいろいろな自然条件の厳しい港湾であるということは予測されていたのだらうと思います。ですから、一応これは計画としては大体概成された港にはなってきていますから、大きなところでこれからさらなる投資というものは見込まれないとは思いますが、今お話にあったような自然災害的なものを含めた対応というのは、これからも一定程度やっていかなければならないとは思いますが、それは国なり、直轄なりとの協議の中で、今後どのような進め方をするかというものはやはり協議をし、進めていかざるを得ないのかと、こんなふうに思っています。

北野委員

石狩湾新港管理組合負担金について

石狩湾新港の次の問題ですけれども、市長はよく石狩湾新港管理組合負担金の話をすると、石狩湾新港背後地の関連区域からの市税収入もだんだん増えてきているからというふうな極めて楽観的な話をするのですけれども、簡易水道の繰出金を今度5,000万円前後負担することになりました。これは財政部に伺いますけれども、比較できるところまでいいですから、管理組合負担金のこれまで支出した総額、それから関連地域からの市税収入、それに最近石狩開発株式会社が倒産してから加わるようになった簡易水道への繰出金、合計すればプラスマイナスでどういうふうになっていますか。

（財政）財政課長

これまで全体のトータルでは、審議中の平成19年度予算まで入れますと、負担金で約95億円です。それから、簡易水道事業への繰出金として約2億3,000万円、それから市税収入につきましては、18年度の決算又は当然19年度の部分というのは、ちょっと未定でございますが、その部分、その18、19年度を除いた数字で言いますと、約56億6,000万円、その市税収入の18、19年度は入ってございませんが、今言いました負担金の合計ですとか、簡易水道事業への繰出金の合計、それから市税等の収入を差し引きますと、約41億円が負担金と繰出金の方が税収より多くなると

いう形でございます。今の数字はあくまでも18、19年度の決算の税収が出ておりませんので、そういうような状況になってございます。

北野委員

だから、平成18、19年度の決算なり、あるいは予算ベースを加えたとしても、30億円以上の持ち出しになっているということだけははっきりしていますね。

それで、この簡易水道なのですけれども、これは企業が立地しない限りずっと持ち出すことになりますね。石狩開発株式会社の担当は企画政策室ですね。先ほど経済部主幹が一生懸命企業立地に頑張るという決意表明をされたけれども、実際には今のこういう不況で企業が立地しないというような状況で、大変な事態になっているのです。この6,000万円とか5,000万円前後の簡易水道の持ち出し、これはいつになったら消えるのか。

（総務）企画政策室長

具体的にいつというのは、ちょっと申し上げられませんが、御承知のとおり、今財政部から申し上げた数字は、簡易水道事業の営業収支の分と、それから当別ダムの負担金の部分、両方含めての合計額で申し上げた部分であります。御承知のとおり、石狩開発株式会社の債権の問題等も含めまして、こういう経過になっておりますけれども、基本的にはやはりここにどれだけの企業が張りつくか。簡単に言えば、水を使っていただくかということで経営改善といえますか、経営が成り立つスキームでありますので、今後の見通しといえますか、こういった形で企業が張りついていくかという、その中で解消ということになるかというふうは思っております。

北野委員

いつになるかわからないだね。

だから、こういう制度的に石狩開発株式会社が破たんしたことによって、平均年5,000万円ぐらい持ち出さざるを得なくなってきている。こういうことで市税収入の期待もあるけれども、そちらが入ってくる、伸びる確率よりも出ていく方が確実に増えているのです。だから、こういうような制度的に小樽市の財政に負担をかぶせてくるということは、これは考えていかざるを得ないのではないかというふうに思うのです。これは指摘だけしておきます。

それから、港湾部に聞きますけれども、大企業だと思うのですが、港湾の施設を占用で使う場合は、専用ふ頭ということでその建設費はその企業の負担でやりますね。

（港湾）港湾整備室大野主幹

港湾施設を占用する場合につきましては、その企業の私物化になりますので、売却した上で専用岸壁等の港湾施設になるかと思えます。

北野委員

そういう大原則がある。しかし、マイナス14メートルパスについては、複数の企業が使うからということで、決算額で約227億円の税金を投入してマイナス14メートルパス関連施設が完成した。実際に使っているのはどの企業ですか。固有名詞を挙げて言ってください。

（港湾）港湾整備室大野主幹

王子特殊紙株式会社でございます。

北野委員

1社でしょう。それから、石狩湾新港管理者である北海道知事が王子特殊紙株式会社に使用の条件、認可条件を示していますね。それから、関連の条例があります。この条例あるいは認可の趣旨はどうなっていますか。

（港湾）港湾整備室大野主幹

石狩湾新港管理組合が先ほど言いました使用者に付した条件等については、私どもは承知してございません。また、認可の趣旨につきましても、承知はしてございません。ただ、石狩湾新港管理組合港湾施設管理条例の中で3年間を上限としてこのチップヤード等の施設の使用を認めるということでの規定は承知してございます。

北野委員

港湾部は、石狩湾新港管理組合の条例やなんかは承知していないのか。

（港湾）港湾整備室長

まず、荷さばき地の条例による料金の設定ということでは、月323万7,000円という形で規定しています。それから、荷役機械については月額で713万8,000円というふうに定めているということでございますけれども、先ほど主幹の方から申しましたのは、管理組合と使用者である一企業との直接の契約内容とか条件とかそういうことについては、私どもはそこまでは承知していないというふうな形で申し上げたわけです。

北野委員

認可の方は承知していないということですね。

それで、今、王子特殊紙株式会社1社しか使っていない。実際に始まったら1社しか使っていないということですね。複数企業が使うということで、あと条件のあるといたら日本製紙くらいなのだけれども、これいつになるかはわからないということですね。だから、これは管理組合でも議論している話なのですけども、實際上、こういうふうになっていくだろうということは予測したから、前からこのことは心配として指摘しているのです。それでも専用ふ頭でない、複数企業が使うから公共だといって税金で設置した。実際にふたをあけてみたら、王子特殊紙1社だけでしょう。あとどこが使うかわからない。こういう大きい企業の占用のために税金をつぎ込むような計画に助役も含めてみんな賛成してきているのです。そういうことについてはどう考えていますか。

（港湾）港湾整備室長

まず、原則的に港湾というものについてですけども、やはり長い目で見なければならぬ部分があるわけです。それで、当然いろいろな先ほどおっしゃったような、例えばチップの関係だけでも複数の企業あるいは別な計画にある石炭を取り扱うなり、原木を取り扱うなり、そういったいろいろな貨物需要が見込まれた上で、公共施設としての計画がなされているということなわけです。

それで、もうちょっと長い目で見ていきますと、私は単にチップだけしか使われない岸壁ということではなくて、ほかの貨物もある意味チップが呼び水になって、次第に公共ふ頭としての性格を強めていくと、こういうことは間違いないだろうと思います。これは小樽でも今まですべてそういった形で、一番最初からいきなりいろいろな貨物がどんと来るなんてことは、現実的にはほとんどないと言っていいのが正直なところだと思うのです。ですから、そういう意味で、もう少し長い目で見ていただければというふうに思うわけです。

北野委員

長い目でというけれども、石狩湾新港だけ見ていけば、長い目で見てくれとあなた方は言うけれども、本港があるわけだから、小樽港が。小樽港の整備は中央地区の計画だって、途中でやめて今もうしばらく建設計画はないのでしょう。だから、あの岸壁だってパースにすると許可をもらって、臨時の使用にしたわけでしょう。だから、そういうことをやっているわけですからね。

それともう一つ、マイナス14メートルパースの荷さばき地の契約とか、あるいは認可の条件というのは、王子特殊紙株式会社1社専用になっているのです。だから、ほかの企業が使いたいというふうになったら、条例を変えなければならぬというふうになっているのです。だから、ほかの企業なんか使わないから、条例そのものは王子特殊紙株式会社1社が使うというふうになっているのでしょう。だから、長い目で見てというのは、確かに私はそういう面もあると思うのです。まだ、今はチップだけれども、そのうちに石炭だとかその他が使われるかもしれません。しかし、認可の条件のここ3年間の作りは、王子特殊紙株式会社1社しか使わないという前提の作りになっていませんか。

（港湾）港湾整備室長

おっしゃるように、チップヤードの分、西2号荷さばき地、それとチップの荷役機械、これについては現段階で

の契約条件というのは、3 年間ある意味専用で、一企業だけが専用的に使うというような、そういうような契約になっているということは聞いております。

北野委員

港湾の点ではそういうことがあるので、小樽港のことは、次回以降に質問したいというふうに思います。

旧マイカル小樽の実態について

最初に、旧マイカル小樽の実態について伺いますが、現時点で旧マイカル小樽の建物の中の空き店舗の割合はどうなっていますか。小樽市中心部側の 6 番街から S E - B 棟の 1 番街まで、合計でいいですから順番に言ってください。

（経済）本間主幹

6 番街、これはポスフル棟になりますが、すべて埋まっておりますから空き店舗率はゼロです。隣の 5 番街、これは空き店舗率は 27 パーセント、3 番街のいわゆるホテル棟という部分ですが、これは 1 パーセント。2 番街が 4 パーセント、そして 1 番街の旧ビブレ棟、S E - B 棟ですが、こちらは 53 パーセントとなっております。ただ、この今申し上げました空きスペース率というのは O B C が貸出し可能な床面積に対して、現在の空き店舗率ということですから、いわゆる店舗面積に対する割合ではないということで、御理解いただきたいとします。

北野委員

それで、S E - B 棟の 4 階は今全くテナントが入っていないですね。一時入っていたところも撤退したようだから、4 階は丸々あいているのでしょうか。

（経済）本間主幹

今のところは丸々あいていまして、近々 5 番街の方に喜久屋書店等が移るものですから、そういった形での転用があるということは聞いております。

北野委員

これは市長の出席要求をしていなかったから、助役に答えてほしいのだけれども、旧マイカル小樽のこういう状況で、この間から、指摘している単価の高い電気代とか冷暖房代とか、これが全部テナント料に何らかの形で降りかかると思うのです。それは面積だとか売上げなどによってテナント料も違うから一律には言えないけれども、全体としては全部上乘せされて計算されるはずですから、これはなかなかテナントだって入ってこない。まして O B C には銀行がついていないわけですから、なおさらテナントの誘致というのは困難を極めているのではないかと思います。そういうことであそこの再建というのは、基本的に可能なのかということが一つ。

それから、旧マイカル小樽のことは総務部長が大変詳しいようですから、これは総務部長に聞きますけれども、この間、私が指摘した点で、関係のところとも相談して事情については何ような努力をしているということも聞いていますから、その後どうなったか、この 2 点について説明してください。

総務部長

まず、空き店舗の関係で電気料金も含めた共益費の負担ということで、当然どう考えているかとなるのですけれども、これは詳しいことをいろいろ話すというのは企業戦略もあるのです。今話を聞いている範囲では、あえてあそこは空き店舗にしているということでした。ですから、S E - B 棟の建物から全部こちらに寄せていって、それで当面は今 1、2 階は埋まっていますから、3、4 階は間違いなくがらんとする予定です。そして、いわゆる今年からの例の大規模小売店舗立地法の関係で、もう 1 万平方メートルを超えるものが建てられないという条件の中で、ああいう既存の大型のフロアというものを求める企業を探すといいですか、これはすべてではないですけれども、そういう一つの戦略としては持っているように私は聞いておりますので、それが一つ。

それから、今これはエネルギー会社との話ですけれども、フロアを 2 フロアあきにすることによって、フロア全体の電気が、言ってみれば、従量として使うのがないわけですから、これは当然落ちますけれども、基本料金と

して2フロア分について何とか落とせないかという、この交渉も当然やっていくと、こういうような話を聞いておりますので、確かに委員が御指摘のそういったものができるならば、空き店舗の基本料金をテナントに全部かぶせないと払えないわけですから、この辺の問題が恐らく出てきますので、今鋭意努力しているのは、そういう形をやっているというのは聞いています。

それから、私がこの間答弁したその後の対応なのですけれども、委員も御存じだと思いますけれども、一定の期限付の話については、今月に入ってまもなく私が役員に聞きましたけれども、ナシのつぶてだったという、こういう話でした。ですからこれからその結果を踏まえて、どのようにOBCがポスフルと話合うのか、この経過を少し注視しながら情報の収集はしたいと思います。

委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。